

平成16年 第4回(定例)吉 岐 市 議 会 会 議 録(第3日)

議事日程(第3号)

平成16年12月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 33番 大浦 利貞議員
- 14番 豊坂 敏文議員
- 54番 長山 茂彌議員
- 9番 今西 菊乃議員
- 17番 立石 和生議員
- 53番 品川 洋毅議員
- 22番 鵜瀬 和博議員
- 41番 横山 重光議員
- 34番 榊原 伸議員
- 60番 原田 武士議員
- 31番 江川 漣議員
- 8番 町田 正一議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

出席議員(58名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 菊田 光孝君 | 2番 町田 光浩君 |
| 3番 小金丸益明君 | 4番 深見 義輝君 |
| 5番 坂本 拓史君 | 6番 今西 徹也君 |
| 7番 平尾 典子君 | 8番 町田 正一君 |
| 9番 今西 菊乃君 | 10番 市山 和幸君 |
| 11番 田原 輝男君 | 12番 長島 清和君 |
| 13番 山下 澄夫君 | 14番 豊坂 敏文君 |
| 15番 富田 邦博君 | 16番 山下 正業君 |
| 17番 立石 和生君 | 18番 坂口健好志君 |

- | | |
|------------|------------|
| 19番 中村出征雄君 | 20番 橋本 早苗君 |
| 21番 立川 省司君 | 22番 鵜瀬 和博君 |
| 24番 東谷 伸君 | 25番 馬場 忠裕君 |
| 26番 久間 進君 | 27番 小園 寛昭君 |
| 28番 眞弓 倉夫君 | 29番 大久保洪昭君 |
| 30番 山内 道夫君 | 31番 江川 漣君 |
| 32番 西村 勝人君 | 33番 大浦 利貞君 |
| 34番 榊原 伸君 | 36番 酒井 昇君 |
| 37番 久間 初子君 | 38番 浦瀬 繁博君 |
| 39番 末永 浩君 | 40番 倉元 強弘君 |
| 41番 横山 重光君 | 43番 平畑 光君 |
| 44番 吉田 寛君 | 45番 吉富 忠臣君 |
| 46番 佐野 寛和君 | 48番 永田 實君 |
| 49番 森山 是蔵君 | 50番 山川 峯男君 |
| 51番 近藤 団一君 | 52番 牧永 護君 |
| 53番 品川 洋毅君 | 54番 長山 茂彌君 |
| 55番 川谷 力雄君 | 56番 赤木 英機君 |
| 57番 中村 瞳君 | 58番 入江 忠幸君 |
| 59番 立石 一郎君 | 60番 原田 武士君 |
| 61番 深見 忠生君 | 62番 瀬戸口和幸君 |

欠席議員（４名）

- | | |
|------------|------------|
| 23番 中田 恭一君 | 35番 長岡 未大君 |
| 42番 川添 隆君 | 47番 安川 芳一君 |

事務局出席職員職氏名

- | | |
|--------------|--------------|
| 事務局長 川富兵右エ門君 | 事務局書記 松永 隆次君 |
| 事務局課長 山川 英敏君 | 事務局係長 瀬口 卓也君 |

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 市長 | 長田 徹君 | 助役 | 澤木 満義君 |
| 収入役 | 布川 昌敏君 | 教育長 | 須藤 正人君 |

総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	園田 省三君
産業経済部長	末永 榮幸君	建設部長	(欠 席)
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	吉永 正司君
勝本支所長	鳥巢 修君	芦辺支所長	立石 勝治君
石田支所長	喜多 丈美君		
教育次長兼教育総務課長			吉富 一敬君
総務課長	米本 実君	企画課長	山本 善勝君
合併プロジェクト室長			堤 賢治君
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	高下 莞司君	健康保健課長	小山田省三君
環境衛生課長	榊崎 精司君	農林課長	白石 廣信君
水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	建築課長	酒村 泰治君
水道課長	松本 徳博君	会計課長	浦川 信久君
病院管理課長	上川 孝一君	公立病院事務長	竹下 立喜君
かたばる病院事務長代行			前田 正博君
農業委員会事務局長 ...	市山 保信君		
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長			山口浩太郎君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	山内 義夫君	代表監査委員	(欠 席)

午前10時00分開議

議長（瀬戸口和幸君） ただいまの出席議員は57名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（瀬戸口和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め30分以内となっておりますので、よろしくお願いたします。質問通告者一覧表の順序により、順次、登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い33番、大浦利貞議員の登壇をお願いします。

議員（33番 大浦 利貞君） それでは、通告に従い二つの問題で質問をいたします。

まず、初めの問題は高齢者スポーツの奨励と援助についてであります。

去る11月19日、財務省の諮問機関である財政制度等審議会が、来年度予算編成の考え方を示す意見書を財務大臣に提出していますが、その中で来年度制度改正がされる介護保険について、利用者の本人負担を現在の1割から2割もしくは3割に引き上げることや、施設入所者の居住費と食費を公的保険の給付対象から除外することを提言しています。介護保険については、給付費が毎年10%ずつふえていると言われており、来年度の制度改正で利用者の本人負担増となる事態は避けられない情勢だと思えます。

また、11月26日、政府与党は国と地方の税財政を見直す三位一体改革の全体像を決定しましたが、その中で国民健康保険について国庫負担7,000億円を削減し、その分の負担を都道府県に求めることにしました。これらの問題はこれから本格的に論議されることとなりますが、国の財政は数年前から破綻しており、都道府県の財政にも余裕がないことから、介護保険、国民健康保険ともに被保険者の負担増となる可能性があります。いずれにしても、被保険者にとって今後現状より悪くなるのがあってもよくなることは考えられない状況になっていると思えます。そして、不況の中で被保険者の負担がふえることになると、保険の仕組みから考えて市町村自治体の負担もふえてきます。そうなりますと、過去のいろんなデータから自治体にとって病気になってから、あるいは介護を受けるようになってから力を入れるよりも、病気予防、介護予防に力を入れた方が財政的には効率がよく、得策であると言われており、彦根市としても病気予防、介護予防のための施策を考えていくべきであります。

既に、厚生労働省も来年度の介護保険制度の見直しで、介護予防サービスの導入を検討しているようであります。そうした中で介護予防という点では、高齢者に高齢者向きのスポーツを奨励するのが有効であります。高齢者向きスポーツにはゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク等がありますが、これらのスポーツをやってる方々は同じ年代のスポーツをやっていない方々に比べ、足腰がしっかりし元気であります。これはスポーツしながらつい夢中になってよく歩き、そして、頭を使って脳を活性化させているからだと思えます。高齢化しますと足が弱ってきます。年をとるとひざ関節の軟骨が減ってきますので歩きにくくなります。一般的にはひざが悪いので歩きにくいと考えるのですが、歩くのはひざでなく太ももの筋肉の力に頼っており、太ももの筋肉を鍛えれば歩くのが楽になります。したがって、高齢者向きスポーツをやってると、特にゲートボールをやってる人は練習量が豊富ですから、ひざを痛めてる人でもよろけたりはしません。80歳代でばりばりの選手として活躍されてる方が大勢います。ゲートボールにはまだほかにも優れた点があります。ゲートボールはチームプレーが原則で、チームの5人が協力しながら相手チームを攻めたり、相手チームの攻めを防いだりし、得点を重ねていく競技ですから頭を使いま

す。しかも10秒ルールというのがあり、プレーごとに局面が変わる中で10秒間以内に全体の状況を把握しながらプレーしなければなりません。ですから、競技をする人は頭の回転を早くしなければならず、脳の活性化には最適のスポーツです。そこで提言ですが、市当局は病気予防、介護予防のために今後高齢者スポーツを大いに奨励してもらいたい。そして、口先だけで奨励しても奨励にはなりませんから、金銭的な援助も考慮していただきたい。11月15日に行われました壱岐市老連いきいきスポーツ大会では、市からゲートボールの部、ペタンクの部、それぞれに1位から3位までのカップを寄贈されましたが、これは高齢者にとっては大いに励みになります。また、いきいきスポーツ育成資金とかいう名目で、これは正式な名称ではないかもしれませんが、資金援助がありました。金額はわずかでしたが、これを聞いたときに関係者の顔が思わずほころびました。高齢者の励みになりますので、こうした援助は今後とも続けていただきたい。同じようなことにはなりますが、高齢者スポーツ関係では壱岐島内でもいろんな大会が開催されますが、そのときに選手にタオル程度の参加賞があれば、高齢者はそれを楽しみにして練習に励み、大会に参加しようとしてます。そうした分野での金銭的な援助も考えていただきたい。金銭的な援助といっても大げさなものでなく、誠意が伝わるような援助であれば十分であり、それが病気予防、介護予防へとつながっていきます。

次に、合併前の各町の老人スポーツ関係への助成にはそれぞれ違いがあるため、この問題については新市において調整するとの協定になっていました。現在でも調整されないまま従来どおりの助成がなされています。これについては高い水準に合わせる形で早く調整をしてもらいたい。なぜ高い水準かといいますと、ゲートボールを初め老人スポーツ関係への助成が手厚くなされているのは勝本町であり、その関係だと思いますが、ゲートボールの競技人口は勝本町が一番多いようです。金銭的な援助が手厚くなれば、それなりの効果が出てくるといえます。病気予防、介護予防の観点からぜひそれぞれの内容について各町の高い方の水準に合わせた調整が必要と思います。

以上、高齢者スポーツの奨励と援助について市長のお考えを伺います。

次の問題は、3歳未満児保育の拡充についてであります。長引く不況で共働きをしなければならぬため、保育所に子供を預けたいと思う人たちが全国的にふえているようです。壱岐市でも例外じゃなく、本年度に武生水保育所が10名、壱岐保育園が10名の定員をふやしたものの、ほぼ満員の状態になり、またほかの地区の公立保育所も同じような状態になっています。この背景には3歳未満児の保育を希望する人が多くなっていることがあるようです。このほぼ満員の状態というのは、緊急時の一時保育ということ想定して、定員に余裕を持たせておく必要があり、その分を見込めば預かり余裕がないという意味です。そして、この状態は希望者が殺到しているわけではなく、表面的には何とか折り合っているように見えますが、実態としては全体的な需要

があり、定員に余裕がないのであきらめて我慢している人もいるようです。また、3歳未満の部分で定員がふえて子供を預けられるとなれば、子供を産んで共働きしようと思う人もふえると思われ、少子化対策にもなります。したがって、潜在的な需要も考えて3歳未満児保育の枠を早急にふやす対策を検討する必要があります。

しかし、現実の問題点としては、武生水保育所の場合は敷地に増築するだけの余裕がなく、現在の建物で部屋のやり繰りをするにしても、現状では無理であります。それでも解決策はあります。それは3歳未満児の定員をふやす代わりに、4歳児、5歳児の年長組のところで定員を減らす、つまり郷ノ浦幼稚園の方に行ける人は幼稚園に行ってもらう。こうすれば何とか部屋の配置がえで3歳未満児保育の枠をふやすことが可能になってきます。

市長は、行政報告の中で幼稚園の預かり保育を来年度から実施する方向で、具体的な作業に入っていることを明らかにされました。市長の行政報告を聞く前に、通告書を提出していましたので、通告書の内容と少しニュアンスが変わってきますが、その点はお許しいただきたいと思います。行政報告の預かり保育は、幼稚園児を対象にした預かり保育と受け取れますので、もう一歩踏み込んで3歳未満児保育の枠をふやすために、保育所の年長組の一部も引き受けた預かり保育をぜひ実現してもらいたい。

しかし、それだったら保育所の4歳児、5歳児みんなを幼稚園で引き受けましょうということになりますと、新たな問題が出てきます。山口県の豊浦町、ここは下関市の隣町ですが、ここでは同じ町立ということで3歳までは保育所で預かり、4歳になったら幼稚園に行くことを義務づけていました。ところが、このたび下関と合併することになり、このことが問題となりました。理由は幼稚園に行けるのなら、初めから保育所に預ける必要はないではないかということです。その一つが、保育所は仕事の都合で長時間預かってもらうところであるという子供を預ける立場からの意見であり、当然のことです。もう一つは、充実する職員の立場からのもので、これが大事なのですが、手間のかかる3歳までの面倒を見て、手間がかからなくなったら幼稚園で引き取るのか、それでは職員はたまったものではないという意見です。結果的には豊浦町方式の幼稚園に行く義務づけがなくなったようです。このことでもわかるように、保育所は3歳までと限定しますと、職員に重労働を強いることとなります。こうした点も配慮し保育所での3歳未満児保育の枠をふやすという観点から、幼稚園の預かり保育を実現してほしいと思います。

そして、既に民間の幼稚園では保育所分野も引き受ける幼保一体化を進めており、隣の対馬市では幼保に加えて学童保育も行っている幼稚園があるそうです。幼稚園の預かり保育に便乗して、低学年の学童保育も実施するというのは、検討に値すると思いますので、将来的な問題として申し添えておきます。とりあえず、3歳未満児保育の枠をふやすための預かり保育という問題について市長の考えを伺います。

以上で、最初の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 大浦議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 33番議員の質問にお答えいたします。

高齢者スポーツの奨励と援助についての質問であったかと思えます。壱岐市の老人クラブの会員は現在8,300人ということでございまして、ほとんどの方がゲートボール、グラウンドゴルフ、またはペタンクなどのいずれかのスポーツを愛好しておられます。高齢者の健康管理と看護予防、社会参加増進の上で高齢者福祉対策の大きな柱と考えております。また、高齢者の日常生活動作を支える対策として、筋力トレーニングも介護予防として推進されておるところでございます。

一方、スポーツに対する高齢者の皆様のニーズも非常に多様化しており、できれば高齢者の皆様全員の意向におこたえできるように調整を図りたいと考えております。

また、高齢者スポーツも多様化する中で、社会体育スポーツとしての推進と指導員の育成も関係部署と連携を図りたいと、このように思っているところでございます。高齢者スポーツを振興することで健康保持ができるならば、参加賞ぐらゐは医療費の比ではありませんので、ぜひ今後とも十分考えていきたいと、このように思っております。

次に、3歳児未満保育の拡充についてでございますが、武生水保育所は施設の新築により定員を130名に変更しており、また、僻地保育所の年齢も昨年から3歳児まで引き下げて保護者のニーズにこたえております。しかし、近年は自営業世帯からの3歳児以上の希望がふえておりまして、保育所の低年齢児受け入れ増のためには、議員が言われるように幼稚園での対応も必要と考えているところでございます。将来幼保一体化ということも考えていかなければならないと、このように思っておりますが、この幼稚園対策費につきましては、教育長の方より答弁をさせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 33番、大浦利貞議員にお答えをいたします。

幼稚園の預かり保育につきまして、本年の7月に幼稚園の保護者に預かり保育に対する希望のアンケートをいたしました。回収率92%というアンケートの結果で、希望の預かり保育の希望が最も多い幼稚園で73%、平均で62%の預かり保育の希望がっております。この結果、17年度から旧4町で各1園ずつ、全部で4園でございますが、預かり保育を実施する方向でただいま諸準備を進めております。先進地地域の情報収集、また、実施に踏み切るための条例、教育委員会規則の原案作成などを現在行っておるところでございます。

また、現在の幼稚園の職員では、その対応に無理な面が生じますので、臨時的任用の必要があるかと思えます。また、昼寝をいたしますので、ござ等の購入というような財政措置も必要に

なろうかと思えます。

それと保育所の年長児も幼稚園で預かり保育をできないかということと、小学校低学年の学童保育も同時に行えないかという点につきましては、吉岐の課題の一つだと思っております。今後の調査研究をさせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 33番、大浦議員。

議員（33番 大浦 利貞君） 高齢者スポーツの奨励については、前向きな御答弁をいただきましたけれども、参加賞について従来は郵便局とか銀行とか、そういったスポンサーが容易に得られていましたけれども、こういった時期になりましたので、郵便局、銀行もそういった参加賞を出してくれないとか、そういった応援してくれる団体がなくなりました。で、そういったことでスポーツ大会をやっても参加賞を期待しとったのにタオルももらえないというのが高齢者の実際の感想なんです。そういった点で市の方からタオル程度で結構です、参加賞を出してもらえれば、これはもう高齢者は大いに励みになって大会に参加しようという気持ちになると思いますので、ぜひこの点は継続していただいて。それと教育委員会の方からいきいきスポーツ育成資金とかいうことで聞いたんですけれども、そういった今回援助がありましたので、こういった援助もぜひ継続していただきたい。それでスポーツ関係の助成についての調整、これも低い方に合わせるんじゃなくて、高い方に合わせる形でぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、預かり保育、隣の民間ではそういった低学年の学童保育もやってるということで、民間の幼稚園で非常に容易になりますけれども、ぜひそういった預かり保育と、それに便乗した低学年の学童保育、これはその幼稚園の出身者が中心になろうかと思えますけれども、そういった施策をやっていきますと、働く人たちや共働きをする人たちは非常に働きやすい環境になってきますので、ぜひそういった方向での施策を早急にお願いをしたいと思います。で、問題は保育所の4歳児、5歳児をすべて幼稚園で引き受けましょうということになると、これいろんな問題が出てきますので、あくまでも幼稚園に行くのが保育所に行く人たちの中で希望者といいますが、行ける人たちを中心に幼稚園で預かってもらうというそういった方向での実施をお願いしたい。これが3歳児までが保育所ということになってきますと、保育所の保母さんは非常に大変になりますので、その辺のところの配慮もぜひ考えていただいて、検討をお願いしたいと思います。

以上で、まだ時間はありますけれども、大体質問の趣旨わかっていただいたようなので、これで私の質問は終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって大浦議員の一般質問を終わります。

.....

議長（瀬戸口和幸君） 次は、14番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

議員（14番 豊坂 敏文君） それでは、通告に基づきまして、3点についてお尋ねをいたし

ます。最初、申し上げておきますが、答弁は1行ぐらいでお願いをしておきます。

まず、農業振興方策についてですが、昨年から公共事業が激減をしております。このことによりまして、第1次産業の従事者の就業の場が少なくなっているということを重ねまして、現下65歳以上の農業就業率が56%、ちなみに県平均が47%と、比較いたしましても吉岐は高齢化率が高い。このような中で、行政として21世紀の農業の担い手対策、これを企業的農業の方策、またどのようにしてこれを改善していくか、地域農業の活性化をさせようとしているのか具体的な方策についてお伺いをしたい。ちなみに吉岐島内では、21世紀圃場整備において、水田集落ごとに営農組織が確立され展開をされております。また、JA吉岐におきましても、農協独自の農業法人、有限会社アグリランド吉岐、これが今年10月1日に発足されまして、農地の賃貸借権の設定、これが12.5ヘクタール現在されておりますが、この中でブロッコリー、これはもう現在作付けをされておりますが、その他のカボチャ、アムス等の野菜類を作付けされようとする計画がなされております。これは既に現在実行段階に入っておりますが、そういう中で21世紀の吉岐農業を確立するために、一つの方策として機械利用組合等の法人化への指導、これを指導しながら推進をしていき、集落営農組織を立ち上げるためのソフト事業が急務であると思います。市長のお考えをお願いをいたします。

続きまして、職員等の処遇の待遇改善策についてお伺いをします。まず、家畜診療所にかかる合併時の引き継ぎ事項が文書化されるものがあったかどうか、これについてお伺いをします。で、この中でも多くの課題が現在浮上しておりますが、特に嘱託医の時間外について現況どのようになっているか、これをお伺いします。で、この時間外について現在どのような対策がなされているかということです。獣医師の特殊勤務手当、これは条例の中にありますが、現在一律に支給されております。条例173号にあります。ただ、同じ条例の中に病院関係の市の獣医師の離島の診療手当支給要綱、これは3年以上の経験者から適用するということで、17万円から1年ごとに1万円ずつ10年まで、10年以上は24万円の頭打ちですがあります。それと、それについては3年、これは経験年数によって決まっております。そういう中でこれは条例の改正が必要とされるのではないかという考えを持っています。

次に、用務学校給食会の給与の格差と退職金の支給要綱についてどのように現在是正されているのかお伺いをします。近況、まだ調整中であるということであれば、実態の把握、詳細にして是正を早急をお願いしたい。退職金についても支給額の格差の幅が大きいです。100万円以上の差があります。そういう中で合併前に対応されたところもあります。そういう中でよく検討されまして、早急に対応を願いたい。

次に、平成16年度の未収額に対する徴収の対策。昨日も議案審議の中で申し上げましたが、滞納額に対する徴収対策を具体的にお尋ねをします。市税等も平成17年、18年において、前

納報奨金も税額の従来 100 分の 1 を 100 分の 0.5 に、または 19 年、平成 19 年 4 月からは前納報奨金の廃止の意向もあります。そういう中で、まず市税の未収額の未収額相当額、約 6 億円以上ありますが、これは市税等です。全部含めましてそれぐらいありますが、これをどのような方向によって徴収をなされていくのか、これは重大な課題と思います。それについて何か市長のいい発案をお願いを申し上げます。

あとは答弁を聞きましてからもう一度再質問を行います。お願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 豊坂議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 14 番議員にお答えをいたします。

まず、農業のあり方についてということでございます。議員が言われるように、多様な担い手を確保する観点から、集落営農や機械利用組合などの育成や規模拡大、また採算性を考慮した経営を行い、法人化も視野に入れた取り組みをしていかなければならないと、このように思っているところでございます。また、女性や高齢者などの小規模農家も吉岐の農業の一翼を担っており、兼業農家が大勢を示す中で、重要な担い手でもあります。地産地消や農産物に付加価値をつけるための加工など、企業化の実現にも期待をいたしているところでございます。安全安心で新鮮な農畜産物を安定的に生産販売することにより、市場、実需者、そして消費者の信頼を得ることができると思います。そのためには今後生産履歴を確認できる体制を確立していくための農家の記帳が基本になりますので、関係機関と連携して指導をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。生産者もつくれば売れる時代ではなく、市場出荷のみに頼ることなく、あらゆる販売手段を駆使して有利販売をすることも必要となっていると、このように考えているところでございます。

2点目に、給与の格差是正について、職員等の待遇改善推進進捗状況ということで、家畜診療所嘱託医師の時間外手当のことが申されたかと思っております。旧町で任用されました嘱託職員の新市への引き継ぎにつきましては、新規任用職員への業務指導の役割として、引き続き任用することとされており、時間外勤務手当に当たる獣医師手当は支給しないとする引き継ぎがなされておるわけであります。したがって、正規の勤務時間外の業務については、正規の職員で対応するというにいたしているところでございます。

次に、用務員学校給食会職員の給与の件につきましては、教育長の方より答弁をさせていただきます。

次に、未収金、滞納金などに対する徴収体制についてということでございますが、昨今の経済不況を反映してか、税等の滞納額がなかなか減らない中、これからいかにして滞納額を減らしていくか、正直申し上げまして頭を痛めているところでございます。景気のせいばかりではなく、真面目に納税する人の納税意識をそがないよう努力する必要があると、このように思っております。

す。そのため現在、税・使用料等などについては、担当課で個別に徴収しております。私も以前申しましたが、徴収は面談が基本という形で、今職員にもそれぞれ担当が頻繁に徴収対策の連絡会議などをしながら、また、個別に徴収をしている状況でございます。この連絡会議を開きまして、情報交換の場を持ちながら、何らかの対策を講ずるようにしてまいりたいと思っております。まず、先進地事例等を参考に徴収体制の再点検を行い、徴収優良自治体を参考にすることも必要かと、このように思っているところでございます。

現在の徴収対策等につきましては、担当課から説明をさせます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 14番、豊坂敏文議員にお答えをいたします。

学校用務給食会の職員の給与につきましては、旧各町での採用時の条件が異なっておりまして、合併後の今日旧各町間の不均等が生じております。合併前の調整を図っておるところでございましたが、結果的にその調整ができません、合併後の調整ということになっております。現在、教育委員会でその調査研究等を進めておりまして、各町の条件等を網羅いたしまして調整を図っておるところでございます。もう少し時間をいただきたいと思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 税務課長。

税務課長（浦 哲郎君） 14番議員にお答えをいたします。

税の徴収対策につきましては、税務課、支所の税務係と連携をして、臨戸徴収、納税相談を行い、納税者の実態把握にも努めております。仕事などで昼間会えない滞納者につきましては、夜間徴収を実施しております。国民健康保険加入者の滞納者につきましては、保険証の交付制限等を行っておる状況でございます。臨戸徴収等で納付不履行、納付相談に応じない滞納者につきましては、催告書を送付しております。納期限までに納付されない納税者に対しましては、納付相談を行い納付誓約をさせ、納付相談に応じない滞納者に対しましては、預金、給与、不動産等の差し押さえを前提に現在財産の調査等の準備を進めております。また、当該滞納者につきましては、催告書並びに郵便振り込みによる納付書をあわせて送付しており、年明け1月下旬には福岡市周辺の在住の滞納者に対して出張徴収の計画を進めております。また、徴収事務については、専門的な知識が必要でありますので、職員の研修会の参加をしており、また、その中で先進事例等についても参考にいたして徴収対策を講じてまいり所存でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 14番、豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） 農業振興方策、推進方策については、市長の答弁でわかるわけですが、やはり今後壱岐の農業振興をするためには、もうかる農業、企業的な農業をしないと今からは堅持できません。公共事業で今までは補充をしておりましたが、今後は農業での生活、土

に返った生活をしなければならないという観点からお願いをしております。

それから、家畜診療所の関係ですが、現在までの時間外等について勤務がなされていたという事例もあります。そういう中で、何らかの対応が必要じゃないかという考えを持っております。何らかというのは、時間外勤務手当なり、あるいは特勤が出ない場合は、時間外勤務手当の支給も必要じゃないかという考えを持っております。

それから、医師の特別勤務手当の関係については、お答えがあっておりませんので、後でお願いをします。

それから、用務学校給食会については、早急に合併後に調整ということの中で今検討されておりますので、これは早急に教育長、よろしくお願いをいたします。

それから、税の未収額に対する徴収対策ですが、現在いろいろな銀行、あるいは督促というのは原則的なことにあるわけですが、この徴収方法については、やはり話もあっておりますが、本町と支所の機能の充実をさせることが大事であるという考えを持って途中で、これは参考例ですが、職員全体で取り組む姿勢が必要であるという感じをしております。税務課だけの職員だけでは、これは徴収に対応できない。これだけの金額の、これは税務課だけじゃないです。税金だけじゃないですが、本税なりあるいは使用料等もあります。そういう中でこれについては、職員全体での取り組みの体制が必要だという感じがしております。

また、もう一つには、この税の徴収については、専従職員の配置、徴収係、こういうことの強化、徴収吏員ですね、これの検討もお願いしたいというふうに考えます。特に今話があっておりますように、この徴収については特別に研修関係も必要だと思いますので、その点よろしくお願いをいたします。

先ほどの関係の中で、答弁がなかった分についてお願いをします。

議長（瀬戸口和幸君） 豊坂議員、未答弁の部分の医師の何とか言われたのをもう一度お願いします。

議員（14番 豊坂 敏文君） 医師の関係は、今まで時間外をされてる実例があります。その対応についてどのようにされるのか、時間外手当を支給されるのか、そういう考え方と、それから獣医師の特殊勤務手当を現在一律23万円を一律で、これは経験年数がゼロの人も全部23万円で、これについて今は病院関係では、経験年数3年以上の方について、3年から1年ごとに1万円ずつですが、3年の人は17万、それから10年以上の方については頭打ちで24万円というふうになっています。こういう成果措置が必要じゃないか、経験年数に応じた支給が必要じゃないかという感じがしておりますが、それについてお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） お答えをいたします。時間外手当の件でございますが、時間外手当の代

わるものとして獣医師手当という形でなされていると、このように伺っているところでございます。

それと年次的にということですが、それは今後考えていきたいと、このように思います。

議長（瀬戸口和幸君） 14番、豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） 3回目になりましたから、もう締めくくりをしていきたいと思いますが、嘱託職員ですから、これは特殊勤務手当だったらできないということじゃないわけですが、時間外された場合については、特勤が出ない場合は時間外勤務手当なり、そういう対応をされた方がいいと思います。サービス残業にならないようお願いをいたしておきます。

最後になりましたから、要望をお願いしておきますが、これは通告をしてない分について申し上げます。

市長、行革の大綱の中に落ちていたものがあります。これは新庁舎についてのあり方について私の考え方を言います。合併に伴う効率的行政運営を損なうことから、新庁舎を早急に建設して行政機能を集約をしてもらいたい。それには市民がわかりやすい体制に整備することが大事であろうという考え方の中から、いつごろこの計画をされようとしているのか、それをお尋ねして私の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 市長、答弁できますか。市長。

市長（長田 徹君） 通告にない件でございますが、大綱に落ちてたりということでございます。前回から議会の中で常々言ったとおりでございます。今行革委員会も行っておりますし、今から行政の体制がどのような体制になればいいのか、今検討、一応中間答申をいただきまして、将来的にそういう形が見えてくるわけでございますが、今の支所と本所との流れはうまくいってないということは前回からも言っておりますので、早急にその形が決まれば、そういうことを申し上げたいと思います。今のところはそういう状況でございます。（「4回目ですが、いいですか。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 質問の回数が3回を超えますが、会議規則56条の規定により、特別に許可します。14番、豊坂議員。

議員（14番 豊坂 敏文君） 1分以内で終わります。それでは、今市長がこの庁舎建設について、早急に何かの対応をしていくということの中で答弁を受けましたので、この建設に向けて早急をお願いをし、これで以上で終わります。ありがとうございました。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって豊坂議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は11時とします。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次は、54番、長山茂彌議員の登壇をお願いします。

議員（54番 長山 茂彌君） 通告に従い54番議員の長山が長田市長に対し一般質問を行います。質問時間の制限もあり、質問は率直に行いますので、簡潔なる答弁をお願いいたします。

まず、最初に、合併後の住民サービスについてお尋ねをいたします。

旧4町が合併して早9カ月を経過いたしました。市長は合併前に比べて住民サービスは向上したと思われませんか。それとも低下していると思われませんか。お尋ねをいたします。私は合併前よりやや低下した面が多々あると判断をいたしておりますので、順次質問を続けます。合併の条件といたしまして、住民サービスは低下させない。また、人件費を極力抑制し、合理的行財政運営ができるよう合併の必要があるとのことでしたが、現状について市長はどのようなお考えであるかお伺いをいたします。

次に、新庁舎建設計画の早期実現に向けての取り組みについてお尋ねをいたします。本件につきましては、前回の定例議会でも何名かの議員の中から一般質問が行われておりましたが、市長の答弁では行政改革推進委員会に諮問しているの、答申を待って検討する、ただし合併協議会の決定については尊重するとのことでしたが、今期定例会の行政報告の中には市庁舎建設の件は一切触れてないようでございます。あえて質問をいたします。行政改革推進委員会の中間答申では、新庁舎においては、行政機能を集約し、また本町と支所の役割分担を明確にして、市民にもわかりやすい体制を早急に整えられたし、また、新庁舎までの交通などアクセスを配慮されたしとの中間報告が出されております。また、新庁舎建設場所においては、合併協議会で慎重に検討され、さらに特別委員会も設置されております。また、その場所は壱岐市の市有地でもあり、用地交渉の必要も要らない広大であり駐車場、あるいは迷惑施設等も併設できると思っておりますが、市長の御所見をお伺いをいたします。

次に、各支所に分散されている石田町農業委員会、芦辺町の選挙管理委員会監査などの事務所の実態は、ほとんどが2階に事務所を使用されておるのでございます。これも本庁舎が建設できるまでではあります。当面市民が相談事などに出向かれるには、非常に不便とわかりにくい点があり、また、高齢者の方には非常に危険が伴いますので、ぜひ1階での事務処理を改善検討できないかお尋ねをいたします。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 長山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 54番議員の質問にお答えをいたします。

まず、当初住民サービスが向上したか低下したかということでございますが、合併についての論議もございました。私は合併したからといって今よりよくなるとは、このように思っておりません。合併前に言っておりましたが、このまま25年経つと人口が2万人を切るという、そういう方向であり、これをくいとめるために少しでも住民サービスが低下しないようにということで合併したと、このような認識を持っております。現在の組織機構は合併協議会により決定された事項について、その決定を尊重し、行政の体制を整えてきたところでありますが、最近の国、地方公共団体の取り巻く地方行政の変化を考えますと、行財政改革が強く望まれているところでございます。私の公約でもそういうことで今取り組んでいるところでございます。吉岐市におきましても、本庁を支所に分散して業務を実施しているところでありますが、国は三位一体の改革により税源移譲等の方針ではありますが、吉岐市の場合にはこれらによる財源も余り期待できない状況ではなかろうかと思っております。このようなことからみずから合理的な組織機構体制に最善整備を行うべく住民サービスに配慮しながら業務を本庁体制に集約をし、本庁及び支所間の機能分担を見直すとともに、職員数の削減、これ自然削減でございますが、などにより行財政改革に取り組まなければならないと、このように考えているところでございます。

次に、庁舎の件でございます。新庁舎の建設につきましては、定例議会のたびに一般質問をいただいているところであります。私は今まで新たに新庁舎を建設するとすれば、本庁舎の機能を有し、むだのない身の丈にあったものに最小限にとお答えをしましてまいりました。当然施設整備をするに当たっては、本庁舎にどの程度の部署を置くかを十分検討してからとの方針は今も変わらないところであります。行財政改革推進委員会から中間答申が去る10月29日になされ、この答申では行政機能を各支所に分散させておくことは、合併による効率的な行財政運営を損なうことにつながるので、新庁舎において行政機能を集約し、また、本庁と支所の役割分担を明確にして、市民にもわかりやすい体制を早急に努めたいと先ほど議員も言われるように、そのようにされております。今後最終答申ではさらに踏み込んだ答申もいただけるものと期待をしているところでございます。私といたしましても、行財政改革推進委員会から一つの方向性を示していただきましたので、今後市庁舎のあるべき姿、機能、規模形体等の基本事項につきましては、新庁舎建設審議会、これは仮称ではございますが、そういうのも立ち上げなければならないのではなかろうかと、このように感じているところでございます。

次に、各所に今分散されている業務の見直しということでございますが、これは庁舎ができれば解決するわけでございますが、当分は事務所スペースのこともございますので、空きスペースの有効利用により対処してまいりたいと思っております。今各支所には保育所等を含め、57%

の職員を配置しているところであり、合併協議協定項目の事務規模の基本構想により、現在のよ
うな本庁と支所の体制となっておるわけでございます。当分の間その空きスペースを利用させて
いただきたいと、このように思っております。

1階に戻されないかということでございますが、1階が空いておればそのように検討いたしま
す。ちょっと検討をさせていただきたいと、このように思います。

議長（瀬戸口和幸君） 54番、長山議員。

議員（54番 長山 茂彌君） 市長も前向きの御答弁をいただいたと思いますけれども、やは
り住民サービスを低下させることによって、市の財政運営が非常に支障を来すことが多いと思
います。そこで市長はこの新庁舎建設には早急に取り組んでいただかないと市民が行政から離れて
きます。したがって、行革委員会でも指摘されておりましたように、自主財源の確保、これ
がもう一番先に私は影響するのではないかと考えております。先ほど来も税の滞納についての御
質問もあっておりましたが、今後ますますこれが増大するのではないかと懸念もいたしてお
ります。この行財政改革推進委員会の中間答申は、私はもう最終の答申だと、このように思っ
ております。ぜひこれについて市長は今回の行政報告の中でも何とかそれに目鼻をつくるよう
な報告があるのではないかと私を期待をいたしておったわけでございます。ぜひともこれ
を早急に取り組んでいただきたいと、このように思います。

それから、分散しております事務所でございますが、つまり石田町の農業委員会の場合は2階
でございますが、なかなか2階までは石田町の方はわかりかたもわかりませんが、やはり
芦辺、勝本の方が御相談に行かれても、どこにあるのかわからないというような声がありま
す。そうしたことでスペースがないということはないと思います。なぜかと言いますと、石田町の行
政の事務をほとんどそこで行われておったのが、本庁に出てるわけでございますから、当然空
くスペースはあると思いますし、また、ぜひともそうしてやらないと、特に農業者の方が相談に
来られる場合が非常に多ございます。そうしたことでそれはぜひとももう検討をしていただ
きたいと思っております。

何か市長の答弁がございましたらお願いをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 今石田の農業委員会のことがお話があったわけでございます。1階に置
けるかどうか、スペースをですね、確かに本町には来ましたが、石田の時代にも2階にもそう
いう部署があったかと思えます。よく調査して、もし1階に戻せるようであったら戻したい。また、
戻せないようであれば、案内板をきちっとわかりやすいように形で検討したいと、このよう
に思っております。

それと先ほど自主財源ということでございましたが、本当に自主財源が豊富であれば今いろい

る国から三位一体と言われておりますが、何ていうことはないわけでございます。何せこういう離島で自主財源が20%を切るという状況でございます。この自主財源が少しでも依存財源に頼らないような、そういう壱岐の島にしたいと、このように思っておりますので、何とぞ御協力よろしくお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 54番、長山議員。

議員（54番 長山 茂彌君） 市長は市長選挙の公約にも島民が安全で安心して暮らせる島づくりの努力する、このようにおっしゃっておるわけでございますから、1日も早く市庁舎を建設して集約し、そうしないとむだ遣いな点が多々出るかと思えます。また、職員も聞きますところによりますと、本庁などには非常に仕事がしにくい、もう詰まって私1回行ったことがございますが、どなたが課長かどなたが部長か見境がつかないような状態のようであります。1日も早く市長は新庁舎に取り組んで決断をされることが住民サービスにとってもいろいろな行財政にとっても重大ではないかと思えます。そして、先ほども申しましたが、今から用地交渉をする必要があるわけでもございません。市有地でございますから、私はその取り組みが早くできるのではないかと、このように思っております。要は市長の決断によってこれはできるのと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって長山議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） 次は、9番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。

議員（9番 今西 菊乃君） 通告に従いまして2件ほど質問をいたします。

男女共同参画につきまして、1999年に男女共同参画基本法が制定されました。少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊急な課題となっております。男女共同参画は今後の新しい社会を展望するためのキーワードでありますし、現在全国の自治体においても男女共同参画の推進は、最重要の政策課題になりつつあります。先日12月5日の西日本新聞に、女性公務員の管理職登用の調査が掲載されておりました。長崎県は7.8%と全国平均を0.2ポイント上回っておりました。壱岐市におきましても11名の女性管理職が登用されていると思えます。しかし、これは保育所とか看護師長とかの登用で一般行政職の管理職、特に部課長の登用がなされていないと思えます。主幹が1名芦辺支所にいらっしゃると思えます。この議場におきましても女性議員は3名おりますが、壇上の行政側には1人の女性もおりません。壱岐市の人口の割合を見ましても、女性が多いのですし、まして女性の社会進出が余儀なくされるようになった現在、女性の意見を取り入れた政策が必要であると思えます。地方公共団体における政策、立案

決定に構成員として女性も共同して参画する機会は確保されるべきだと思います。今までの慣習、慣行の中で、また、封建的社会が続いてきた中で女性は社会進出ができませんでした。そんな女性が管理職として育たなかったこともあるでしょうが、社会情勢が変わり女性の社会進出が必要とされるようになった現在、女性の意識改革も必要ではありますが、社会的に育っていない女性を育て、能力のある人は適材適所に使うべきであります。県におきまして平成14年4月に男女共同参画推進条例が制定されております。今の彦根市に女性の一般行政の管理職、課長、部長ができなかった理由、そして、今後その問題に対してどのように取り組んでいかれるのか、市長の見解を伺います。

次に、環境問題についてです。市民生活の営みや行政活動に伴って発生する廃棄物の適正処理及び生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることが行政に与えられた責任であり、ごみ処理体制の充実及び適正処理を推進していくという市長の施政方針でありました。ごみ収集方法も市内統一化され、市民の皆さんも御理解が得られ、御協力をいただいているところではありますが、野積みされた廃自動車の処理は、自動車リサイクル法の改正に伴い、保健所の指導等もあって以前に比べれば少なくなっておりますが、一向に空き缶のぼい捨て、一般廃棄物の不法投棄がなくなりません。これは生活環境の保全、公衆衛生の向上には全くなっていないも同然です。先日私たち婦人会の方に大分県の婦人会の方が合併先進地ということで研修に見え意見交換を行いました。たまたまその町長さんも御同伴でしたので、彦根はいかがでございましたかと尋ねてみましたところ、汚いですねえ、缶やごみがよく散らかってますね、これでも観光を売り物にするところですか。もう少し考えないといけないのではないですかというありがたい御忠告をいただきました。道路上や駐車場には空き缶が捨てられ、空き地や雑種地にはビニールの買い物袋に入った一般ごみが投げ捨てられています。海岸のテトラポットの中も同じです。漁師さんがいかりを上げたらビニールの袋が引っかかってくると言われています。住民すべての人がそうしているわけではありません。環境問題は私たちもいろいろなどころで言われ言い続け、講演や講習もありボランティアでの缶拾いがあります。知識はだれでもあるはずですが、観光客が捨てていくという人もいますが、シーズンには多少はあるかもしれませんが、しかし、観光バスで来た人が窓から投げ捨てているとは考えられません。シーズンが終わってもそういうごみの状況が変わらないということは、彦根島民が捨てているということです。このようなごみ問題は、今までに何度となく言われてきましたが、常識の問題、モラルの問題と簡単に片づけられてしまって、何の解決にもなっておりません。環境条例もありますが、条例があってもできないし、しないことを幾ら言っても同じです。視点を変えて保健所が違法投棄のパトロールをしているように、行政でも定期的に強化パトロールをすとか、業者に委託してそういう空き缶やごみを拾って回るとか、そういう手だてというものはできないものでしょうか。行政側はこのような現状をどのようにとらえ

てどのように解決しようとしていらっしゃるか、この2点をお伺いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 今西議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 9番議員の質問にお答えをいたします。

市職員に管理職がない理由というようなことで御質問があったようでございます。男女共同参画社会につきましては、今日までの社会全体を見た場合に、男女の地位が平等になっているかという点では、仕事優先的な考え方や慣習などの意識が強くあったかのように思っています。言われるように、議員が言われますように、女性は高い潜在力を秘めながらも、その能力は社会に十分に生かされているとは言えないと思っています。このような状況からも多様な女性の個性、創造力、価値観を持つ女性職員がその個性と能力を十分に発揮できる体制及び仕組みをつくりながら、その能力に応じた女性職員の管理職登用を積極的に進めていかなければならないと考えております。今言われますように、女性の管理職は市内役所に12名おられます。今言われるように福祉とか医療、それに教育という、そういうところに限られてるような形になりますが、今後先ほど申しますような形でいろいろ積極的に女性職員の管理職登用を進めていく必要があるかと思っております。これも能力に応じたという点が基本かと思っております。

次に、環境問題でございます。これも議員のおっしゃるとおり、空き缶、空瓶、プラスチック製の弁当箱などのばい捨てが多く、観光離島を目指す壱岐市の一つの汚点材料であることは私も認識をしているところでございます。ばい捨てに対する住民のモラルに対する啓蒙政策は、旧4町で長年取り組んでいただきましたが、一向に意識改革ができない、一部の方によるばい捨ては絶えず、壱岐を訪れていただく観光客にも不快な不愉快な思いを与えておることも議員のおっしゃるとおりと思っております。平成15年度ボランティア活動で収集された市の4所施設に搬入いただいた年間数量は、空き缶で2,900体、空瓶は850体、またほかに公民館一斉清掃、ごみゼロの日などでの収集ごみ量は、そのボランティアの3倍以上にもものぼっておると聞いております。回収しても回収してもばい捨ての状態はたちごっこの状態でございます。ほかに最近ではプラスチック製弁当箱をレジ袋に入れたまま道路、雑種地に投棄されている不届きな方も多く見受けられるようになってきております。市といたしましても、環境美化に対する責任がございまして、来年度からの当分の間、観光シーズンに限定をいたしまして、業者などに委託をいたし、国道、県道、市道の幹線道路のバス路線について清掃に取り組む時期が来たのではなかろうかと、このように思っております。方法については、17年度予算を含め関係部署に研究をさせたいと思っております。また、今後とも粘り強く住民への意識高揚につきましては、公民館、子供会その他文書を配付したり、また、道路には今も設置をいたしておりますが、ばい捨ての禁止の看板を設置したりしておりますが、今後も根気よく周知を徹底に図っていきたく、このように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 9番、今西議員。

議員（9番 今西 菊乃君） 市長の非常に前向きな御答弁をいただきありがたく思っております。その女性の管理職の登用につきましては、きのうも男女共同参画でちょっと言われていたように思いますが、今までの男性主体の社会、男尊女卑、権力、序列、そういうもので男性中心になってきた社会の中で、女性が育ってないということが一つの大きな原因であると思いますので、女性を育てることをまずなされたい。そして、その能力に応じての登用ということをして市長がおっしゃいましたとおりにしていただいたら本当に幸いに思います。

そして、環境問題に対しては、来年の17年度の予算で計画をしているということで非常に前向きでありがたいことだと思います。私たちが婦人会等で環境問題に対しては、たくさんたくさん勉強もしてきましたし、会員にも本当に周知してきておりますが、なかなか意識の改革というものにはできません。ただ、きれいなところにはだれも捨てないんじゃないか、そう思っております。私たちが捨てたものを行政がお金をかけて拾っているということがわかっていけば、時間がかかるかもしれませんが、徐々になくなっていくのではないかと思いますので、根強い方法で御尽力をいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって今西議員の一般質問を終わります。

.....

議長（瀬戸口和幸君） 次に、17番、立石和生議員の登壇をお願いします。

議員（17番 立石 和生君） 通告に従いまして2点質問をいたします。

まず、1点目が福岡事務所への人的派遣の効果について、市長は福岡市への派遣職員のために市職員の公募による選考でありましたが、わずか1名のみの応募者派遣職員を否定をしているわけではありませんが、施政方針の趣旨からすれば、職員登用等に大きなある程度のずれがあるのではないかと思います。8月1日付で派遣をされ早4カ月余り経過をしておりますが、今何も伝わってこないような状態と思います。また、この思いはやはり市民も広報などに全然掲載もされていないので、全く内容がわからないようであります。また、月々の経費に対する目標等を民間の経営感覚で、今までのその状況を含めて一面でなく全面的に明確に示していただきたいと思っております。

また、2点目は、次年度の土地家屋の評価替えについて、9月の定例議会において、税務課長の答弁としてまして、18年度評価替えは不公平がないように慎重に取り組むと言われてますが、そこで旧郷ノ浦町の土地見直しが時間外など高額な経費を投じながらも標準宅地に全く触れることなく、極めて不十分でいまだかつて不法な結果で終始怠慢等しか言えません。この状態で評価

替えを迎えるに当たって、傷口が大きくなる一方で、解決に向けて抜け出すことは全く不可能ではないかと思えます。

そして、また次に家屋について、壱岐市で先月6月の議会において税務課長にお尋ねしましたところ、壱岐市で1棟未調査地区が武生水渡良地区であり、これも今までの不法課税はどのようにしているのか、広報等にも明確に周知の徹底をするようお願いをしてお尋ねをします。

また、6月議会で質問しました登録免許税ほか関連する機関に対して、どのようにその対応をしているのか、また、これは私の再確認であります。職員がその固定資産の評価に対する従事する職員の任務について、税法の403条の1項、2項の条文をもう一度私もお尋ねをしたいと思います。

また、納税者に対してその税務の担当課は、どのような納付済であるか滞納者であるか調査をよくしてその連絡をしているのか、これ2点質問をいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 立石議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 17番議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目で福岡市への人的派遣について、福岡市での経費等についての質問でございます。まず、経費等でございますが、まず長崎県福岡事務所派遣職員に対する経費についてでございますが、市が支出をしているものといましては、福岡市内に借りております宿舎の家賃及び光熱水費と定期的に活動報告を行うための、壱岐福岡間の旅費であります。金額はこれらを合わせまして一月約10万円弱程度になっております。その他に派遣前の準備等の経費もありましたが、これらもすべて長崎県の人材育成支援交付金事業により対応をいたしております。

また、派遣して4カ月余りになりますが、積極的に、また精力的に頑張ってくれております。福岡事務所においての仕事の状況でございますが、具体的には一つにエージェント回り、テレビへのPR、一支國パスポートの発行業務、それに各報道関係の催事の投げ込み、福岡市市役所壱岐支所の会との連絡協調、壱岐物産展開催協力と活動を展開しております。その効果といたしまして、各物産店など事前にテレビ、新聞等にPRするために従前にも増してお客が多く、しかも売り上げも今年は多かったことでございます。また、福岡事務所ということで、福岡市内のメディアに積極的にPRしてもらっていること。

また、九州各自治体の活性化の状況と各地域の情報化をお借り、壱岐市としてのもう早い取り組みができるようになりました。例えば、自治体の売り込みに出向いてCDROMなどの映像を送ったり、映像を使った売り込みがふえているとのことでございます。こういった内容の早めの取り組みが必要であることなど、さまざまな情報を収集し送ってくれているところでございます。今後は福岡事務所から入ってくる情報を十分活用し、農協や漁協、そして観光協会等連携を図りながら、壱岐市の売り込みと交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。この毎月の

活動状況は定期的に報告をくれていますので、新たなまちづくりに活用をしているところでございます。この動きの広報が足りないというお話でございましたので、これには広報を強化するように努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、18年度の固定資産評価替えについての御質問でございます。平成18年度は固定資産評価替えの基準年度で、現在土地について評価替えの準備を進めており、不動産鑑定士に鑑定評価を委託しております。また、固定資産評価システムについても委託し、現在作業がなされております。特に土地評価替えにおきましては、これまでの各町で基準値を設けて、評価替えを行ってまいりました。合併後初めての固定資産評価替えで壱岐市のもととなる評価基準年度になり、宅地の評価に当たっては、総務省告示で示されております固定資産評価基準に基づき、地価公示価格、不動産鑑定士による鑑定評価から求められた価格等を活用することとされております。平成18年度固定資産の評価替えに関する留意事項の中にもうたわれており、評価の均衡化、適正化に努めてまいりたいと思っております。

また、細部にいろいろ議員の御質問の点は、担当課より説明をさせていただきます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 税務課長。

税務課長（浦 哲郎君） 17番議員の御質問にお答えをいたします。

家屋の評価につきまして、漏れがないかということでございましたが、その分については前回の議会のときも御回答をいたしましたように、旧郷ノ浦町での武生水地区、渡良地区が1棟調査が全部終わってないという報告のとおりでございますが、これにつきましても、現人員等の状況では緊急にやらなくてはならない業務がございますので、その分を優先させていただくということを出していただいております。

また、403条関係の固定資産の評価に従事する町村の職員の任務についてでございますが、これらについては、評価基準等に基づいてそれぞれ固定資産の決定をしなければならないということになっておりません。それぞれの基準に基づいて業務を行っていく所存でございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 17番、立石議員。

議員（17番 立石 和生君） 1点目ですが、今市長が言われましたが、福岡の方で成果を上げているということでありますが、このある観光関係の会社の方にお話を聞きまして、壱岐の観光の観光客の誘致ですかね、そういう方面でエージェント回りをしたときに、やはりその関連業者の方は5年回ってようやく4年目からようやく壱岐の観光についての話を聞いていただいと、そのくらいこの観光業界というのは、やっぱり特殊な事業であって、やはりそういう関連のある行政からやはり派遣をするのであれば、行政でもある程度の観光関係にタッチをした、そ

ういう職員の方を派遣すべきではないかと思ます。

また、関連機関との拡販については、今市長も言われてますが、沓岐の今こういう経済の内容ですから、できるだけそういう方面にはもう力を入れて拡販に努力をしていただきたいと思ます。

また、2点目ですが、この納税評価替えにつきましては、やはりその6年以降、9年、12年、15年と評価替えが実施をされてますが、その間やはり議会からも再三となくその見直しが正確にされない限り、一方の評価額は信用ができないと質問があってもこれに対してやはりこれまで約10年間放置のような状態であります。この状態でやはりこの18年度に評価替えを迎えるに当たって、やはり市民は税に対して不信感がつるんではないかと思ます。やはり、先ほども言われてますように、滞納とかそういう方面に影響をしてくると思ます。そこでやはりその評価替えというのは今税務課長も言われたように、固定資産の評価に対する職員の任務として、まず現地調査、そして納税者に聞き取り調査をしてきちっと公正な価格を出せば、こういう錯誤の問題も出ないかと思ます。やはりそういうことで固定資産の評価替えは、この沓岐市になってから、職員がこの税法に従ってかつ正確に公平にやっていただくようお願いをしたいと思ます。

また、先ほどの納付者が滞納者であるかについて、これはちょっと関連がありますから、これはもう最近であります、税の担当者から電話がかかってきて、名前も告げずにお宅は滞納してるじゃないか、早急に納付をしてもらえないだろうかという電話があったそうです。それでその方もびっくりして、お宅はどこに電話をかけてあるかということで、問いただしたところ初めて滞納者の名前が出て、お宅じゃないですかということ言われたそうです。それでその方はもう本当に憤慨をして、電話のかけ方を教えましょうかというまで職員の方に言われたそうです。やはり職員はまず最初に電話だけでかけるときには相手確かめて、そしてもっと丁寧に職務に遂行をしていただきたいと思ます。

最後に、先ほど税務課長が言われましたが、18年度は403条に沿って評価替えを行うといわれてますが、職員は403条どおり真剣にとらえて評価替えを行えば、こういう錯誤もなく滞納者もだんだん減少をしてくるんじゃないかと思ます。その点は市長もよく担当課あたりもよく指導をしていただいて、そして早急にこの問題を解決していただくようお願いをして、最後に市長の答弁をお願いして質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） この税はもう公平が原則でございます。これは公平な評定をしてきているものと、このように思っております。前回の議会でも申し上げましたが、前年度、以前から平成6年度における固定資産の見直しということで、私も当時郷ノ浦の議員をしておりまして、

そのとき委員長をしておりまして、これに調査をした経緯がございまして、それに沿って今度見直しがされたと聞いております。そういうことで私は適正な評価がされていたと、このように感じておりますが、不信感があるというのは非常にこれはいけないと、やはり住民に対してこれを御理解いただく方策で。それと先ほどの電話の件、非常に本当どうしよっとかなというような憤りを感じるわけでございます。今後こういう職員の教育に最大限努めてまいりたいと、このように思います。

以上でございます。（「以上をもって質問を終わります。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって立石議員の一般質問を終わります。

.....

議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は13時とします。

午前11時47分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。次は53番、品川洋毅議員の登壇をお願いします。

議員（53番 品川 洋毅君） 仰々しいタイトルをつけております。なぜ財政再建が進まないか。資産負債を明確にすべきバランスシートの導入をということで、入れとるわけですけれども、もう、皆さん御存じのように、国、県、市町ともに非常に財政が悪化をいたしております。

本議会でも予算に対する質疑もあっておるようでございますけれども、今後、分析するためにもぜひこういう考え方を持たなければならないのではないかという気持ちでございます。

そういったことで、この件につきましては、過去に私は質問したこともあるわけでございますけれども、なぜこういう硬直化した状態になってきたか、考えるときに、一つの要因としては、ちょうど、バブルの時代、この時代に補助金づけの政策があったことも否めない事実、そのつけが、今、回ってきているのではないかとこのように思うわけでございます。

そういったことで、今まで私ども地方の自治体は、一部を除き公会計で行っております。まあすなわちその年度の歳入歳出を記載する単式簿記であるために、毎年の政治的活動による資産負債の増減が見えてまいりません。

しかも、まあ借金と言っていいかわかりませんが、借金に当たる公債の発行の考え方、この認識が非常に弱く、そして財政再建が進まない理由の大きな一つにもなっておるわけでございます。

また、現金主義であるために、未収金 まあ一部は載りますけれども 未払金の明記などが、ないため、財政の実態把握がなかなかできない、できにくい状況にあることは否めない事実でございます。

以上のようなことで、過去に行った社会資本整備に使われた金額も、単年度に計上されるため、また耐用年数に基づく減価償却経費、資金調達の経費の金利等も計上されません。

このようなことで、意識が非常に弱く、税の効率的な使用も不明で、経営的感覚も不足しているのではないかと考えられます。

企業会計でありますと、収支の記録はもちろん、資産負債のバランスがよくわかり、損益計算書も作成されるため、現金の受け渡しがなくとも、取引が行われたとき計上する、いわゆる発生主義を採用いたしております。

債務や経費を分析することで経営戦略を立てやすくなると思われるのであります。

簡単に言えば、資産から負債を引けば一目瞭然、出てくるということでございます。

収益と経費を比較することで、事業の効率性もわかるし、費用対効果もより正確にわかると同時に、分析もできるわけでありまして。

既にこのような考え方は、多くの自治体でも考え方が広まっておりまして、バランスシートの導入を検討していると聞いております。

今からの自治体は企業的発想を持つべきでありまして、市長は、民間出身であり、経営も経験をなさされておりますので、このことは十分に御存じのほうでございます。

このような考え方の中で、導入の方法は考えられておられないのかどうかをお尋ねするわけでございます。

それから、例えばでございます。よく私たちが気になるところでございますけれども、15年度の市債残高、一般会計で271億円、これは今般の議会では275億円にふえております。特別会計を含めると、346億円あるわけでございます。

またこういったことだけを見るわけではなくて、壱岐市において、未利用地こういったもの相当あります。いわゆる塩づけ用地と言われておるわけでございます。

こういった、実際には正味資産もあるはずでございます。

そういったことで、資産、ここをはっきりしないために、資産、負債の関係、これがなかなかわかりにくいと思います。

もちろん地方自治体は、公開で、公会計であるよう法律に定められておりますけれども、複式でやってはいけないとは書いてありません。現金主義から発生主義である複式で並行して採用する必要があると思いますが、市長の御見解を求めたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 品川議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 53番議員の御質問にお答えをいたします。

ただいまバランスシートの導入を検討したらどうかという趣旨の質問であったかと思っております。

バランスシートについてでございますが、以前からごく一部の先進的な自治体では、財政分析

手法としてバランスシートを作成しておられました。

地方自治体の財政分析手法としては、地方財政状況の調査を中心としたものでありましたが、これは自治体内部における財政分析に近く、一般住民にとってわかりにくいものであったと考えられます。

そこで広く一般住民にもわかりやすい財政状況の開示を目的として、民間企業の間で広く用いられている財務諸表の作成が検討されました。それがバランスシートでございます。

平成12年3月旧自治省の諮問を受けた地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会が自治体におけるバランスシートの作成法について報告を行いました。

これは、それまでごく一部の自治体で行われたバランスシートの作成手法を統一的な基準で整理したものとなっております。これによりその後、バランスシートの作成開示に取り組む団体がふえていると聞いております。

全体でどのくらいなのか、そのための統計がないため、はっきりはいたしません。また民間ではバランスシート以外にも、先ほど議員も言われましたが、損益計算書、それに最近はキャッシュフロー計算書などの財務諸表を作成開示をしております。

損益計算書は、地方自治体が利益を追求する団体ではありませんから、なじみにくいと考えられますが、コストは必ず発生をするわけでございます。最小の経費で最大の効果を上げるためには、当然、コスト意識が必要と考えます。

この費用を計算するのが民間企業の損益計算書に対する行政コスト計算書でございます。

壱岐市においても、行革大綱の中間答申にうたわれていたバランスシート、行政コスト計算書、いわゆる損益計算書かと思えます。さらにはキャッシュフロー計算書の開示を目指し、その準備を行っているところでございます。

先般、これは内部的にでございます。はっきりしたもの、まだ勉強段階でございますので、できませんが、11月15日付で財政の方より、財政分析その結果を内部的なまだ外に出せるような感じのものではないのでありますが、そういう分析をさせております。

そういうことで、先ほど言うように、バランスシートはストックをあらわすものでありましていわば財政という地図の中で、今、どの場所にいるのか、をあらわすものと言えます。

この地図で時折、自分たちの団体の位置を確かめることで、自分たちの団体は自分たちの目標に近づけていけるかどうかを確かめることができるわけでございますが、これだけでは、やっぱり足りないわけでございます。それに加えて、先ほど言いますように、行政コスト計算書、損益計算書みたいなものですが、そのコストにあってまあいどれくらいの効果が上がったか。それともう一つさっき言いましたキャッシュフロー計算書、これは財政状況、お金の流れまあ言いますか、資金繰りと申しますが、そういうのも、今、民間では非常に重んじられて、特に、金

融機関でも重んじられている財務管理でございます。

そうすることで、今後、この壱岐市においても、このバランスシート、行政コスト計算書、さらにはキャッシュフロー計算書の開示を目指し、その準備を行っていかうと考えております。

現在、平成15年度の決算認定を上程いたしておりますが、皆様の認定を受け次第、早期に開示できるようにちょっとやってみようかとかこのように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 53番、品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） ただいま、私が思っておったのと同じような御答弁がありまして、私は反対意見を言われるだろうかとかう考えておりました。正直言いまして、今までは、私どものような地方自治体にはなじまないというそういった感覚があったわけでございます。しかし、いよいよ国の方も、このような財政悪化を迎えまして、各省庁でもどうしてもこれはやらなければならないという雰囲気になってきております。

しかも東京都などはもう既にいち早く導入を決定したようでございます。

そういったことで、九州がたしか佐伯市あたりだったろうかと思えます、はっきり覚えませんが、そういったことで積極的に進めておるわけでございます。

やはりそうした分析がないと、やはり、中身の状態がわかってこない。先ほども言いましたそうわかってこないのは、いわゆる経営戦略も立てにくいということでございます。

今、県の方でも、このままでは何年か後に、赤字財政再建団体になるだろうとかこのような危機感を持っておられまして、何らか、私はアクションを起こすだろという考え方を一人持ったわけけれども、実は、このいわゆるバランスシートではなくて、それに前どりまして、歳入の確保、それから行政ソフトの削減であるとか、それから基金残高の増加の計画、それからさらには財政健全化債の発行であるとか、そういったことをここ5年間行って約500億近い軽減をいたしたいというようなことでございます。

これは県でございますけれども、また国会の方においてきましては、皮肉にも三位ばらばらという人もいらっしゃいますけれども、「三位一体改革」がなされます。いずれこれは成立するでしょう。そうしますといよいよ私ども自治体の裁量が問われるというときが、もう目の真ん前に来ているということでございます。

先ほど市長の方からお話の中にもありましたけれども、ちょうどこの壱岐市行財政改革推進委員会 行革審ですね、これの中にも確かにバランスシートの導入が必要だということを明記してございます。

私は、必要というよりも不可欠であると。そうしないと今後の壱岐市の財政は非常に厳しくなる。それからでは改革はおそくなってしまおうという気持ちでございます。

この壱岐市もそのようにならないために、また、財政再建をしなければならない 赤字財政再建の団体にならないためにも、絶対にこれは前に進めていただきたい。

長くは申しませんが、ぜひ市長の決断を再度お聞きしまして終わりたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 今、品川議員の言われるとおりだと思います。やはり民間発想と申しますか。今から、この行政に求める道はそういうことではなかろうかと。また道しるべを、将来にそれを探るためにも、こういうものをちゃんと開示をして、それをもとに将来どのような方向に行くかという行き先を決める一つの基準でございますので、ぜひそういうような形にしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 53番、品川議員。

議員（53番 品川 洋毅君） 御努力を願い、私の質問を終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって品川議員の一般質問を終わります。

.....

議長（瀬戸口和幸君） 次は22番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

議員（22番 鵜瀬 和博君） 通告に従い、22番、鵜瀬和博が市長、教育長に対し、壱岐市の危機管理体制について質問いたします。

ことはたび重なる台風の接近や、新潟県中越地震、北海道釧路地震、局地的な暴風雨など自然災害により、日本各地に農作物だけでなく、人命、家屋等、多大なる被害をもたらし、多くの方々が今もなお避難生活を余儀なくされております。

市長の行政報告のように、壱岐においても、台風による農作物、農業用施設被害が約7,000万円、梅雨前線豪雨による農地、農業用施設被害が約1億2,000万円となりましたが、幸いにして今回は、死傷事故が発生しておりません。

しかし、災害はいつまた発生するかわかりません。台風、大雨等の風水害や、地震災害、原子力災害等に対し、市民の生命、身体、財産を守るために、迅速かつ適切に対処できるよう防災行政を総合的計画的に推進することが重要と考えています。

しかし、旧4町では策定されていたものの、合併後、壱岐市防災計画は、まだ策定されていないようですが、いつごろまでに策定されるのか。策定されるまでの対応はどのようにするのか、市長にお聞きします。

台風接近や、集中豪雨は、深夜早朝のケースが多く、災害の対応ができるまでに少なからず時間がかかります。そのような場合、被害を少しでも少なくするために、市民みずから危険を察知し避難できるように、どのようなときに、どこを通過して、どこへ避難するのか。日ごろから高

高齢者世帯など助けを必要とする人がどこにいて、だれが助けに行くというところまで、マニュアル化したハザードマップ、緊急避難地図の作成が必要だと考えております。

また、今後、市民に対しても、ハザードマップを配るだけでなく、避難施設としての看板掲示、地区ごとに勉強会等を設けることで、さらにスムーズな避難、誘導、危機管理意識の確立ができると考えますがどうでしょうか。

高齢者世帯における避難対策は、現時点でどうなっているのかお尋ねいたします。

自然災害等が発生すれば、電話、携帯電話等の通信手段が使えなくなることが多く、一番に情報を必要とする被災者等へどのように適確な情報を提供できるかが、大きな問題となっております。

吉崎市では、災害時情報伝達手段の一つとして、吉崎市誕生に伴い、防災行政無線の整備拡充を行い、全島を網羅できるようになっていますが、一方では各戸に当初から設置している個別受信機の故障が見受けられ、実際、災害時に機能しない場合が考えられます。そのため、再度、「広報いき」ホームページにて故障した場合の手続や、個別受信機の使用目的等も掲載する必要があると考えます。

防災計画においては、特に地域の消防団が、教養訓練等により、災害対応の技術、知識を有しており、地域住民の安全安心を守るため、地域における消防活動、火災予防広報はもちろんのこと、風水害における水防活動、避難救助活動を行っており、今後さらに、地域の安全確保のため、地域上消防団の果たす役割も大きくなっています。また、各婦人防火クラブや、女性消防団も女性ならではのこの視点を生かすことにより、地域住民に対する防火啓発だけでなく、高齢者や障害者、子供に対して配慮された有効な救援活動が可能になり、災害時の大きな支えとなると考えます。

また、近年は世界中からのボランティア支援が盛んでありますが、それらの受け入れ態勢や、効果的な配備体系を確立するためにも、ボランティア受け入れマニュアルを作成すべきと考えますがどうでしょうか。

しかし、世界情勢が不安定な近年、自然災害でなく、大規模テロ災害など緊急事態が発生した場合、国民保護法においては、自治体消防はその施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による災害から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、軽減しなければならないとなっています。

今後、吉崎市国民保護計画が策定されるまで、消防職員の意識、技術の向上のため、研修の機会や、整備、機器の整備等、具体的な対策が整っているのか。特に、二次的災害や、二次的被災を防ぎ、活動する消防職員の安全を確保する上においても、これらの充実は避けて通れないと考えますがどうか。また、この吉崎市国民保護計画策定するに当たり、地元自衛隊等関係機関との

協議も必要と考えますがどうか。

教育長にお尋ねいたします。文部科学省は、平成14年度から学校の安全の充実に取り組む子供安心プロジェクトをスタートさせ、学校施設の安全管理対策について、学校施設整備指針にも盛り込まれているようですが、吉岐市の各学校における安全管理や防犯体制について、どのようになっているのか。

また、学校の施設等は、災害が発生すれば、児童だけでなく地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、それらの安全性の確保は不可欠であり、防災機能の向上、耐震化対策はもちろんのことです。さらに高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関するハートビル法の改正により、バリアフリー化の努力義務の対象にもなっていることから、スロープ、手すりなどバリアフリー化を進めていただきたいが、今後の計画はどのようになっているのか、教育長にお聞きします。

神奈川県二宮町においては、地震災害を中心に防災体系を整備しており、小中学校を避難拠点基地に指定し、そこには備蓄コンテナを配備して、防災資機材、生活必需品、食糧などを備蓄して、避難者がいつでも生活できるように整備しています。

また、町医師会の協力を得て、第一次医療機関として、応急救護所を指定し、発電機器等の防災資機材を初め、医療機関が初期に必要な水を確保するために、浄水器など配備しています。避難施設については、災害に耐え得るよう構造に整備しているようです。

災害時の関係機関への通報体制として、防災行政無線、防災情報ネットワークシステムが整備され、住民へは防災無線と広報車による通報を行っているそうです。

災害対策本部の組織及び運営については、同本部要綱にて各部署の担当が決められています。特に、職員一人一人の配置先、担当が災害対策職員初動指針により、マニュアル化されており、職員に配られ、災害時の行動を各自自覚しており、人事異動のたびに改訂されているようです。

吉岐市においても、二宮町のように、備蓄コンテナを配備し、職員が広域となった今、職員一人一人まで落とし込んだマニュアルをつくり、いつでも対応できる体制をつくる必要があるかと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

吉岐市防災計画策定後は、あらゆる災害が発生した場合、消防署員、消防団、市職員が日ごろからだれがだれの指示で何をするのか、周知徹底する上でも、医師会、公立病院、海上保安庁、自衛隊等関係機関と合同の全島的な訓練もするべきと考えるがどうか。

特に、被害を未然に防ぐために、避難勧告や避難指示がおくれないようにすべての指揮のトップである市長は、特にいざというときに備え、適確に対応、対策がとれるように危機管理意識を常に持っていただきたい。

以上、危機管理について御質問いたします。市長、教育長の答弁によっては、再質問をさせて

いただきます。よろしく申し上げます。

議長（瀬戸口和幸君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 22番議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市の危機管理体制についての質問でございます。壱岐市防災計画はいつごろまで策定されるのかというまず問いでもあったかと思えます。

現在、地域防災計画素案について、平成17年3月をめどに策定中でございます。これは、旧4町の防災計画を基本に修正、改筆、追加をして壱岐市の防災計画を策定するものでございます。

地域防災計画は、長崎県との協議に時間が必要ですし、最終的に壱岐市防災会議において、決定されるもので平成17年の5月を予定しております。

次に、その計画の内容についてでございますが、現在の災害に対する対応に即した構成として、第1編の総則に続きまして、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を事故災害等対策編とし、それぞれの対策に対する予防、応急、復旧、復興等の各段階における施策を示し、第5編に資料編として本計画に必要な関係資料を掲載するようにいたしております。

次に、市民への情報提供方法についてでございますが、避難場所については、別に避難場所マップを作成をいたしまして、防災上の注意事項等を掲載し、地域防災計画決定後に各家庭に配布するように予定しております。

次に、高齢者世帯の避難対策についてでございます。壱岐市も高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦だけの世帯がふえております。現在は、台風接近時には社会福祉協議会が心配される要援護者の高齢者世帯に電話をいたしまして、確認の上、自主避難のお手伝いしております。

避難誘導については、福祉や行政だけでは不十分ですので、地域の消防団の方や住民の方々の御協力をお願いをしなければならぬわけでございます。

次に、国民保護法との関連についてでございますが、国民保護法は、平成16年9月17日に施行、平成16年12月をめどに国が基本指針を作成し公表をします。

その後、平成17年度に都道府県が国民保護計画を作成し、市町村は県の計画を受けて、平成18年度に国民保護計画を作成するスケジュールになっております。市町村の責務として、避難の指示に関する事項、避難住民の誘導に関する事項、住民の安否情報の収集及び提供に関する事項が、大きな役割として課せられております。

地域防災計画との関連では避難誘導で関連があります。国民保護法では、地域を超えた避難、例えば他県に避難する場合も想定されますので、今後、大きな課題となっております。

以上で私の答弁でございますが、後、学校関係は教育長よりお答えしますのでよろしく申し上げます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 22番、鵜瀬和博議員にお答えをいたします。

応急避難場所としての性格を有する学校施設の現状はどうなっておるか、また今後の対策をどう考えておるかという趣旨の御質問だったと思っております。

現在、壱岐市では、学校訪問という制度がございまして、各学校での授業を教育委員と壱岐市教育事務所等で訪問をいたしまして、指導をする機会がございまして。

そのときに、各学校の校長から伺っておることを申し上げますと、体育館が地域の避難場所になっておるけれども、トイレが遠いのだということをよく聞いております。一旦ことが起こりまして、体育館に避難をした時に、トイレに行くにもかなり苦労するということでございまして。

現実を申し上げますと、体育館とトイレの間には、渡り廊下、それも二段、三段と折れ曲がった渡り廊下を通して到達するというところもございまして。

そういうことで、体育館施設をすぐに応急避難所とした場合の不便をかこつことが多々ございます。そしてまたバリアフリー化は進んでおらないということが結論になるかと思っております。学校に身体の障害のあるお子さんが登校されたところは、バリアフリー化を一部進めておりますけれども、高齢者の方等々が避難をされた折の使用される地区とのバリアフリー化というのはまだ十分ではないと思っております。

今後の壱岐市防災計画策定の作業が進んでおりますので、その折に積極的に現場の意見を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 22番、鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） いくつか質問した中で、まだ御答弁いただいていない部分がありますので、再度、お尋ねいたします。

災害時にどういったふうに動けばいいとか、そのあたりと個別受信機の使用とか、メンテについての広報です。してほしいんですけど、それをするのか、しないのかと、あと今後、今のところ壱岐には大きい災害はございませんけど、もし、自然というものは考えられないことがございますし、近くには原発もございまして。そういった部分でボランティアの受け入れについても考えていく必要があるのではなからうかと思っておりますけど、そのあたりの部分について、今度作成される分にそのあたりも入れられるのかいうところです。

5月に策定された後に、やはり実際どういうものかというのは、訓練をしてみないとわからない部分も出てきますので、17年度の5月にできるようであれば、17年度か18年度に全島的な訓練をするのかどうかです。

特に壱岐は離島ですから、外からの交通手段というのは、船または飛行機しかございません。

その二つが、テロ等の破壊により遮断された場合のアクセス等も含めて、今後、国民保護計画が、県の国民保護計画に沿ってつくられるようでございますけども、災害というのは待ってくれませんので、ぜひその素案になるような部分については、吉岐の方でも早急につくる必要があると思っております。

対外的な支援については、特に、吉岐には幸いにして、自衛隊がいらっしゃいますので、自衛隊の方々ともお話しをしてそういった協力要請をお願いしたらどうだろうかと思っております。

各学校における防犯体制につきましては、多分、学校では、地震、火災が起きた場合の訓練、そして不審者が来たときの訓練等は、定期的にされているとお聞きしております。

ただ、今、教育長が言われたように、体育館をもしその避難緊急場所とした場合にトイレ等の不備がございます。今回の新潟沖地震におきましても、トイレとおふろの件が一番、苦慮したように聞いております。

特に、高齢者にもなりますと、たくさんの方が集まる場所でそのショックで亡くなる方もいるようですから、そのあたりの配慮もよろしくお願いたします。

そんなにひどくない災害の場合ですと、先ほど高齢者世帯の分につきましては、社協の方々が電話で確認するというふうに言われましたけども、万が一の場合には、その通信手段である電話さえも使えなくなります。そういった場合のことをぜひ担当まで落とし込むぐらいの防災計画を作成していただきたいと。

一つ、お聞きします。3月1日に施行されました吉岐市災害対策本部規定の中に、第2条第4項の部分に、班長は班の分割事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要な事項について体制を整備しておかなければならないと決められてあります。

この本部規定によりますと、班長というのは課長です。本支所庁の課長レベルの部分で、課長までは何をするというのは決められているんですけども、分掌事務については、何々に関するごとという一人一人まで落とし込んだ部分にはなっておりません。

実際、この法律に、条例に沿って各その班長と言われる部課長の皆さんは、自分の部下である職員の落とし込みまでされているのかどうか。その点についてお尋ねいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） お答えをいたします。

まず、個別受信機の修理の場合の広報と言いますか、そういうこと確かに言われるとおりで、これはぜひ行いたいとこのように思います。

それとボランティアの受け入れのことでございますが、これも計画の方に載せるようにいたしております。

そして、訓練です。これもやはり先ほども言われましたように、医師会、公立病院、また海上

保安庁、自衛隊その他いろいろのことも想定をいたしまして、いろんな形で想定されますので、この訓練はやってみるように考えたいと。やるようにしたいとこのように思います。

常に、平時においても、この危機管理意識がこれは必要でございます。いつもよくニュースで出るわけでございますが、なかなか災害時になるとあわてるという、非常にそういう気遣いがされておるようでございますが、平時においてもこの常にこの危機管理を持つように、持ちたいと思います。

それと最後の件につきましては、分掌事務の人の責任者の落とし込みをしているのかということではございますが、それは担当課の方より説明をいたします。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 総務課長。

総務課長（米本 実君） 災害対策本部に、本部体制の中での班体制の業務の内容について個人個人の分掌を特定しておるかという御質問でございますが、班ごとにその分掌をしておる状況でございます、その班長が、その内容については分担をするということで現在しておるところでございます。

個人個人の分掌までは人事異動などもございまして、逐次、その段階までは現在分掌、分担を示してはいないところでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 22番、鵜瀬議員。

議員（22番 鵜瀬 和博君） それはこの条例に書かれてますからわかるんですが、神奈川県二宮町ではそこまで落とし込んでされてます。

策定計画ができてないようですから、今後、そういった分も含めて落とし込みをしていただきたいと思います。

人事異動のたびに、二宮町はされています。されないことはないと思いますので、ぜひしていただくようによろしくをお願いします。

そして警備計画、防災計画が策定されますと、やはり避難場所も特定されるわけですから、そういったところへの備蓄コンテナの配備ですね、そのあたりも予算等もあるかと思いますが、やはり命はお金には変えられませんので、ぜひそういった部分の整備もしていただきたいと思いません。

あとはハザードマップができるのは、その策定後の後だろうと思いますが、やはりその間に大風等風水害自然災害がないとも言えませんので、例えば各避難所と想定されるようなところがあれば、看板の掲示等も合わせて一緒にお願いしたいと思いません。

何かがあれば、どこどこに連絡すればいいような連絡先の統一も含めましてお願いしたいと思いません。

今、苓岐市のホームページには、SOS緊急時にはという項目がございますが、そこにはあくまでも心肺蘇生や、やけど等の部分しか載っておりません。そういった部分の避難分についてもぜひホームページの方で紹介していただいて、見られる方はそれを見ればいいんですが、もし見られない方もいらっしゃるでしょうからそういった部分の広報につきましては、「広報いき」につきまして、先ほどの個別受信機も含めて広報していただきますことをお願いしてこれで終わります。

ぜひ災害は忘れたころにやってくるというふうに言います。起こらないことが一番なんですけども、まさかのときの対策というのは、これからの苓岐市にとっても大事であります。ぜひ早急に策定していただきまして、関係機関との意見調整を初め、協議していただきまして、皆さんに災害が起こったときに、被害が出ないような計画を策定していただくことをお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって鵜瀬議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は13時55分とします。

午後1時43分休憩

.....
午後1時55分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。次は41番、横山重光議員の登壇をお願いします。

議員（41番 横山 重光君） 私は2点の質問を出しております。1番に税について、2番目に簡易水道についてでございます。

税につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等がございます。いずれの税にいたしましても収入未済額、つまり延滞金がかかりございます。これは私が申すまでもなく、市長そのものが御存じだと思います。

15年度から見ますと、本年16年度は、さらに件数もふえています。国の財政の引き締め、公共事業の削減により、中年、中高年の働く場所もなくなり、さらには、苓岐島民の漁業の不振で、漁業者にとりましては、生活にすら支障を来たす寸前に追い込まれておりますことも市長みずから御承知のとおりだと思います。

何か、この施策に、漁民のためにもいいものはないだろうか、お願いをいたします。

2点目は、簡易水道についてでございます。さきに述べましたように不況のために今年は特に、水道料金の延滞が目立っております。

市長さんも行政報告の中に、水道使用料未収金対策につきましては、鋭意努力をいたしますと書かれてございました。そのとおりでございます。これ以上、滞納が膨らみますと、とてもでは

ございません。本当に苦しい市になることも予測されるわけでございます。

私は、市になりまして、まあよかかわるかかはわかりませんが、住民の声は、今までは町であったので、町長さん、助役さん、そして収入役さん、その四役の方々はすべて存じておりましたが、今になっては、市長さんだけしか知らないの、収入役さん、あるいは助役さん等は、どこのどなたたりもわかりませんので、税については大変好都合になりましたという住民の気持ちでございます。

その納めていただくか、いただかないかは別といたしまして、そういう結果が生まれておりますので、どうかこの2点につきまして、市長さんの御答弁をお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 横山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 41番議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど14番議員からも質問があったわけでございます。議員の言われますとおり、先ほども申し上げましたが、この昨今の経済不況反映してか、税等の滞納額がなかなか減らない中、これをどのようにして滞納額を減らしていくか。正直申し上げて、先ほども申し上げましたが、頭を抱えるところでございます。

景気のせいばかりにすることなく、まじめに納税する人の納税意識をそがないように、努力する必要があると思っております。

そのため、現在、税、使用料等について、担当課で個別に徴収をしておりますので、それぞれの担当が頻繁に徴収対策の連絡会議と申しますか、情報交換の場を持つなど何らかの対策を講じるようにしてまいります。

私も同じようなことばかりを申し上げて申しわけございませんが、やはり、徴収は面談が基本、やはり、足を動かして、その市民と面談をして、それが一番の基本ではなからうかと思っておりますが、まず先進地事例などを参考に徴収体制の再点検を行いまして、徴収優良自治体を参考にすることも必要かと思っております。

現在の徴収対策については必要があれば、担当課から説明をさせたいと思います。

先ほど漁民の何か、そういうような御意見もございました。いろいろ今の方法としては、なかなか厳しゅうございますが、いろいろある納税組合では、組合で立て替えて貸し付けをしている組合もあるかこのようにも聞いておるところでございます。

こういうことは行政がすることはできないわけでございますので、何らかそういう形でもできないかなとこのように思っているところでございます。

納税対策につきましては、以上でございますが、いろいろ質問の中では、先ほどと同じような形になるかと思っておりますが、担当者の方から説明をさせます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 税務課長。

税務課長（浦 哲郎君） 41番議員にお答えをいたします。

市税の滞納状況につきましては、先ほどから申しておるとおりでございます。市税で2億500万円、国民健康保険税で2億4,500万円、合計で4億5,000万円非常に担当課としても憂慮いたしております。

市財政運営においても、税の確保が重要な課題であることは、十分に認識をいたししております。滞納対策といたしましては、先ほど市長が申しましたように、滞納者と面談をすることが一番の基本であります。

納付相談などにも応じない滞納者に対しましては、財産の差し押さえなど滞納処分を行う所存でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 41番、横山議員。

議員（41番 横山 重光君） 遠隔的に添えていただきましたが、そういうことでございまして、その見通しのついてから全市の分については、進んでいただきたいと私は思っております。それがうやむやで先ばかり進んでいては、とうていできませんので、その見通しをつけて、そして、さらにその次には、順を追って進んでいただきたいとこういう要望をいたしまして、私の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって、横山議員の一般質問を終わります。

.....

議長（瀬戸口和幸君） 次は、34番、榊原伸議員の登壇をお願いします。

議員（34番 榊原 伸君） 34番、榊原が市長に対し、一般質問をいたします。

その前に、市長さんは、合併特例債を幾らまで起こせると予定されているか、まずその質問をいたします。

次、第1点は合併特例事業についてですが、前回、私はこの問題については、事業の選定とそれに対しての大枠での予算計画を早期に取り組むべきと指摘いたしました。計画ができているのであればお聞かせ願いたいと思います。もし、まだ計画ができていないのであれば、次に申し上げます事業について、市長に順位をつけていただきたいと思います。

1つ、原の辻関係、もちろんこの中には県立の埋蔵文化財センターの土地、それに博物館も含んでのことですが、2つ目として、焼却場を含むごみ関係事業。3つ目として、本庁舎関係。次、4つ目は、基金の積み立てについてです。この4事業はどれも大事な事業であります。なぜこのようなことをお尋ねするのかと言えば、今回の補正を含めた合併特例事業債が既に6億7,500万円活用されています。

今までは芦辺港ターミナルや勝本し尿処理関係もありました。しかし、昨日の全員協議会等で

も問題になりましたように、今後は、原の辻関係で何億要るか、何十億要るか、だれもわかっていません。

来年の3月には、ある程度、算出できるというような担当課の答弁もありました。しかしながら、私としては、3月に予算を計画されては遅うございます。担当課が3月に計画するまでには、幾らまでの予算で算出しなさいということを出長から示すべきと思っております。

そういうことで、先ほど申し上げました合併特例事業について、計画ありましたらお示し願いたいと思います。もし、まだであるのであれば、さっき言いました4項目について、順位をお願いいたします。

次に、助成金及び補助金の見直しについてですが、来年度、平成17年度の予算編成に向けて、作業は着々とされているようですが、去る10月29日には壱岐市行政改革推進委員会の中間答申で、補助金規定の見直しということで、交付団体ごとの性格を配慮しながら、補助金の本来の目的は達成されているかどうか。補助金の成果はどのようにチェックされているか。取得権化されることなく原則として、期間を設定しているか、あるいは見直し期限を設定しているか。市民との共同の促進策等の戦略性を持たせた補助金を有効に活用しているか、などといった視点から規定を見直す必要があるとされていますが、本市の取り組みについて、今までの経過と今後の計画についてお尋ねいたします。

以上、2点について御答弁をお願いいたします。答弁によっては再質問をさせていただきます。議長（瀬戸口和幸君） 榭原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 34番議員の御質問にお答えをいたします。

まず合併特例事業債についての御質問でございます。

9月定例会でも同じような質問であったようでございますが、今、合併特例債で実際に着工している工事として自給肥料施設整備事業、これが事業費が6億8,800万、芦辺港ターミナルビル建設事業が6億8,400万、それに原の辻遺跡整備事業は整備を進めておりますが、先ほど議員も言われますように、いまだ全体事業費がわからない状況であります。

そのほかに、議員が言われますように、ごみ処理施設、また本庁舎建設等の対象事業がありますが、現時点では、事業費がわからない状況でございます。

いずれも大型事業でありますので、財政状況を考慮しながら緊急性、また必要性等を十分勘案して検討してまいりたいと考えておりますが、そういうことで緊急性、必要性によって順番が、先ほど順番がどのようになるかというお話でございましたが、そういうような順番になるかと思っております。

このごみ問題も、壱岐のごみ問題、これ合併をいたしてみましたが、既に御承知と思っておりますが、郷ノ浦のごみ焼却場も平成20年で、もう耐久年度がきておりまして、そういうことで、本当は

もう今ごろ計画するのもどうかと思いましたが、これはしなければならぬということで、御存じのとおり計画をしておることでございますので、何を申してもこのごみ問題、環境問題が大きな問題でございます。

それと、原の辻も御存じのとおり、4町合併前に決まったことであり、それを踏襲してしとるわけでございますが、この金額が、先ほども申しますようにまだ出てないわけでございます。なかなか財政的にも苦慮しているところでございます。

また本庁舎も、これも合併協議会でそのような論議がされておりますので、本庁舎の件もでございます。

そういうことで、今から、先ほども申し上げますように、緊急性といたしましてはやはりごみ問題が一番ではなかろうかなとこのように思っておりますが、後は順次、財政状況を見ながらしていくつもりでございます。

この御存じのとおり、合併特例債はハード事業が159億円、またソフト事業が14億円と、173億円の合併特例債があるわけでございます。

これは財政的にただ合併債があれば、ということの考えはちょっと危険な状況じゃないかなと。今、財政が非常にこういう「三位一体」下の厳しい状況でございます。ぜひ、先ほども品川議員からこの財政の取り組み方などの御忠言もいただきまして、やはり将来的に赤字財政団体にならないように、制限 起債制限比率とか、そういうのを勘案しながらやっていく必要があると、このようには思っておるわけでございます。

適確な返答になったか、ならないかちょっと非常に申しわけございませんが、そういうふうにご考えております。

次に、助成金及び補助金の見直しについてでございますが、平成16年10月29日、行政改革推進委員会から中間答申を受け、11月24日、吉岐市行財政改革大綱を策定をいたしました。

大綱では行財政改革のテーマを持続性のある発展の礎となる吉岐の改革と設定をいたしまして、これまでの合併前の旧4町の行財政改革への取り組みを踏まえ、吉岐市を取り巻く環境の変化に対応した新しい時代にふさわしい行政システムを構築するものとして、山積する課題の解決に向けた具体的な推進目標を定めております。

この大綱に掲げられている推進目標を、実行性のある形で実現していくために、実施計画を策定する必要がありますので、現在、その事務を進めておるところでございます。

補助金等についてでございますが、平成16年度当初予算時における件数は284件でございます。金額が17億1,600万8,000円で、一般会計の歳出総額の中に、実に8.16%を占めておるところであります。

ほかに負担金が277件、金額にして2億5,721万3,000円、負担金補助及び交付金の

総額が19億7,328万2,000円となっております。

経済の長期低迷により、市税収入が伸び悩み、国から交付される地方交付税も大幅な減額が続いているため、市の財政は年々厳しさを増している状況でございます。

このことから、抜本的な改革のもと、効率的な行財政運営を行うことが求められております。補助金の交付等に当たっては、その公益性の等の点もさることながら、金額が当該地方公共団体の財政規模と照らし合わせて妥当であるか否かも重要な判断材料の一つであります。

補助金の見直しは、行財政改革の重要な要素の一つであると考えております。

補助金は市民の目線で率直な審議を重ね、ゼロからの見直しを行い、市民の見識としての考え方を提示していただくことにより、真に公益性があり適正なものとなることを期待をできます。

また、補助金のあり方を示す指針づくりは、各々の補助金等を検証し、問題点を整備するなど、相応の作業と時間を要するものと思われま。

以上のようなことから交付期限、交付額の限度設定により、活動団体の自立を促すとともに、学識経験者などで構成する第三者機関による抜本の見直しを行い、補助金交付についての公平性、適正性の確保を図りたいと思っております。

また、補助金を交付する団体等の活動状況をよく把握し、事業効果の追跡調査を行うことも必要でなかろうかと思っております。この補助金の見直しにつきましては、スピードも必要でございます。そういうことで17年度予算にも幾らかは反映させていきますが、平成17年度中には、すべての見直しについて検討をしまいたいと思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 34番、榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） 補助金の問題ですが、今までの経過と今後の計画について、もう少し具体的に答弁いただきたいんですが……。お願いできませんでしょうか。今までの経過と今後の計画。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 先ほど答弁申したつもりでございますが、一応、行財政改革の中でもいろいろ論議をいたしまして、またすべて先ほど金額も申しあげましたように件数も全部、拾い上げております。その中でどのように職員の管理も全部それを配布しまして、見直しの担当課によりますそのチェックも今しているところでございます。

そういうことで行財政改革の中でも、先ほども申しましたように、民間を入れた視線の、民間の視線でそういうものを入れた見直しも必要ということで、現在、策定をしているところでございます。

以上でございます。（「再質問いたします。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 34番、榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） 私が心配しているのは、特例債の件ですが、4つとも事業は、市長も言われますが、どれも重要な事業で順番はつきにくいのはごもっともと思いますが、特にごみ問題については、先ほど市長も答弁されましたように、郷ノ浦のが待ったなしの状態です。その状態で今、原の辻の方に何か問題が集中しておりますが、これは私は、同時に進めて行かなければ、非常に後々、問題になるのではなからうかと思えます。

このごみの問題は、多くの問題を解決しながら進めていかななくてはなりませんし、また多くの資金も必要とします。期間についても先ほど、市長も触れられましたけども、そんなに悠長に構えてはられません。

合併特例債は当市の場合、市長は予定では170数億と言われておりますが、私の知識の範囲では、150億円が限度と私は判断をしております。私の判断のうちで、今から質問いたしますけども、もし150億円と考えてみますと、例えばこのごみ関係の事業に対して、市長は6月に100億円くらい必要ではなからうかというような話がございました。記憶にあると思いますが、そうすると残りは50億です。既に10何億、今、計上してありますが、これに本庁舎関係事業に10億円を計画し、ほかに基金の積み立てやもろもろの事業に10億円とした場合、残るのは20億円くらいです。

私の計算は少し、乱暴はところもありますけども、このようなことを考えていくと、原の辻関係には多くとも20億はもう限度じゃなからうか、20億まで、私は無理ではなからうかと考えておりますが、市長はどのようなお考えでしょうか。

次に、2点目の補助金についてですが、市当局の取り組みもわかりますが、もう少しスピードを上げていかないと、今の状態では成果が上がらないのではと心配しております。

先日、私の関係するある団体のことでお尋ねしますが、平成17年度予算編成について、次のような文章が 私、事務局をしておりますので 配布されました。

平成17年度補助金要望についてということで、次のものを提出してください。

1、要望書。2、平成17年度事業計画書及び予算書。3、平成16年度決算見込書。4、平成15年度決算書。5、特殊事情がある場合はその説明書。というものでしたが、この中で困ったのは、平成17年度の事業計画書及び予算書という問題です。

私は、常識で考えた場合、次年度の事業なり予算というのは、当年度の事業や決算を反省して、役員会なり総会で作成するものと思っておりました。それを、11月15日までに提出してください。これは無茶な話です。しかし、私の所属する団体に迷惑はかけられませんし、ほかの地区に連絡を取ってみますと、提出したということでございましたので、無理やりに平成16年度の書類に年度だけ17年度と書いて提出しました。しかし、いまだかつて何も言ってきません。

こういうことでいいのでしょうか。

私は、このような作業でなく、各種団体にはそれぞれ市でやります全体の会長会なり、そういうのが存在しておりますので、そういう改革をするのであったり、補助金の見直しをするのであれば、そのときに会長さんを含めて、事務局なりひざを突き合わせて現在の吉岐市の財政状況を説明し、補助金の本来の目的なり、あり方などを説明し、理解を得るような血の通った取り組みが必要と思います。

今でも市民の中には不満が充満しております。市民に理解してもらうためには、当初の目的を達成するには、ぜひみずから足を運んで、生の声で説明をし理解を得るべきと思いますが、市長はどのように考えられますか。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 当然、今、補助金の団体等との相談をして決める、当然そのように計画をいたしております。しかしながら、先ほど、ちょっと議員が言われましたが、早急だったからその16年を17年に変えたと、そのような出し方じゃちょっとなかなか審議もやりにくいなど、どこでどういうそういうふうな状況になったか私もわからないわけですが、今後、当然その団体と話し合いをしながらするようにそのような計画をいたしております。

それと原の辻ですね、一応、この前の以前の議会でも言いましたけど、総額で40億円という数字が先走りした点がございしますが、そういうことで40億円を、原の辻を20億円にすれば、まあ40億円の形になるわけでございます。その中で、国の方から10億円ぐらい 40億円の中のです 10億円で30億円ということになりますが、この一支國の方では、博物館の方では、20億円とそういうことの数字を当てはめればそのような金額に。それと先ほど150億円ということでしたが、159億円だとこのように思っておるわけでございます。

またこの合併特例債を基金に積み立てることは、これはできないんじゃないかなと思う……。 （「できます。」と呼ぶ者あり）できるんですかね、失礼しました。できるそうでございます。当然、今から借入れをすれば、減債基金といいますね、そっちの方に入れる方法、やはり頭の中に入れていかなければならないかこのように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 34番、榊原議員。

議員（34番 榊原 伸君） 再度、質問させていただきます。

私の乱暴な計画にある程度、理解していただいたのかなと私は思っておりますけども、今、どんどん進行している原の辻については、ぜひ20億円以内と定めて、それについて担当課の英知を結集してもらうべきではないかと思っております。

県に対しても、私は言いたいことがあります。ここで県のことに対して言うのは何かと思いま

すけども、県に対しては基本的に土地を確保し、それに埋蔵文化財センターをつくっていただければいいことであって、その後の造成の面積とか内容とか、博物館というのは、吉岐市の財力に合ったもので、我々と担当課とよく話し合って私は進めるべきであって、行政報告の中でありましたように、県との話し合いとか打ち合わせとかありますけども、それも大事なことですけども、埋蔵文化財センターについてはそういうことをお願いします。

それ以外の原の辻については、私は財政的なことを考えて、吉岐の方で独自に進めていくべきではないかと思えます。

例えば、展示館を博物館に移築ですか、移しかえてもよくはないですか、場所をあそこに。建物自体は後20年、30年十分もつと思えます。もし、大きさが足りないようであれば、あれに似たようなプレハブでも結構と思えます。そうしていかないと、今度、総務文教の方で行政視察があつて、その報告書にもありましたように、維持管理に億単位の金を必要としております。これは規模が大きくなれば大きくなるほど、維持管理はかかってきます。そういうことからしても、私は、当初は少し抑え気味でいいと思えます。

それときのうもいろいろ話は出ておりましたけども、同じような施設がもう日本じゅうあふれております。当初、原の辻が見つかった時点は、私もこれは世界の宝だ、吉岐にしかないというような感覚を持っておりましたが、そうではないような気がしております、最近では。

そこにこれからの将来の吉岐のお金をつぎ込んで、将来の子供に借金だけ残すのは非常に我々は今の生きている人間として、すべきことではないと思っております。

そういうことで県の方も、今までいろいろと気運を高めるために、いろんな方法で取り組みをされております。しかし、現状は笛吹けども踊らず状態です。

こういうことでは島民の理解は、恐らく私は、今の状態では得られないと思っておりますので、その原の辻に関しては、もうやっぱり限度、私は20億も多いかなというような感じもしておりますが、それ以内でとどめていただきたいと思えます。

また、ごみ関係事業については、どのように考えられているか。取り組みをしなきゃいけないということは言われておりますけども、わかりませんが、私は、合併協で決まりました亀石地区の庁舎の建設の場所ですね。あそこに私は、併設をという考えも一つの選択肢ではないかと最近思っております。

というのは、今から新しく土地を探して、交渉して、環境問題とか、迷惑施設ということでいったらとてもじゃないが20年には間に合いません。

それならば、併設ちゅうか、その場所に庁舎とごみ関係の施設を、そうすれば迷惑施設に庁舎が入るということで、地元の理解も、全然なしよりは私は得やすいし、皆さん方、我々も地元で説得しやすいのではなからうかと思っておりますが、その辺の市長の答弁を聞きまして、私

の一般質問を終わります。答弁をお願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 最後の庁舎にごみ施設をというお話もございました。今、御存じのとおり、ごみの基本計画を、今、策定中でございます。先ほども申しましたように、耐用年数がきたところもございますので、このごみがやはり一番主ではなからうかとこのように思っております。

だから、その中でやはりごみをどういう方法、いろんな方法がございます。それを検討委員会もつくって、どういうものをつくるということでございますので、一概に先ほど金額も100億と申しましたが、もっと安いかわかりませんし、そこらの基準もわかりませんが、本庁舎にごみ施設をということも考えられることではあります。今、そんなことはちょっと今、基本計画、策定中でございますので、それを待ちながらしたいと思っておりますので、一つの方法ではあるかとこのように思っております。

以上でございます。（「済みません、4回目です。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 質問の回数が3回を超えますが、会議規則56条のただし書きの規定により許可いたします。

議員（34番 榊原 伸君） 市長さん、非常にお困りということはわかります。だからなんですか、行政改革推進委員会の答申を待ってとか、それから作成中ですから作成を待ってとか言われますけども、このごみの問題に関しては、私は待たないと思っております。

それを待ちよったら、とうに郷ノ浦は燃やされんごとなりますよ、ごみは。ほかに更新ができれば別の問題として、そしたら今から土地は早く確保してその計画だけは。金銭的なものは後回しでいいと思っておりますけども、主だったものは、土地と場所の問題と思います。

それを早うして行って、ここで決まるとなれば、説得していかないかと思っておりますので、場所が決まれば、後の施設の内容はどういう機械を使うかというのは、後はいろんな専門家とか議会でも相談しながら進めていっていただきたいと思っておりますが、場所だけについては、そんなに悠長な構えはいけないと思っておりますので、その辺、市長、どのようにお考えですか。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 確かに、この場所、俗に言う迷惑施設ということで非常に場所選定には難儀するわけでございます。今、策定中であり、これが答申が3月10日ですか、ある程度出るとは思いますが、その以後、検討委員会をつくって、どういう施設をつくるかということで決まるわけでございます。

そういうことの施設の状況によって、その場所が限定されてるという問題もございまして、まあ一概に今、答弁できる状況ではございませんが、一つの方法ではあるということで答弁にかえさせていただきます。（「はい、わかったようなわからないようなことでございました。これで

終わります。」と呼ぶ者あり)

議長(瀬戸口和幸君) 以上をもって榊原議員の一般質問を終わります。

.....
議長(瀬戸口和幸君) 次に、60番、原田武士議員の登壇をお願いします。

議員(60番 原田 武士君) 質問をいたしますが、質問の中に、要点がありますので、その要点を漏らさない答弁をお願いしておきます。

岳ノ辻団地整備計画を遂行するために、先般、土地取得の予算計上がなされましたし、土地単価を聞いて驚いたのは、雑種地、原野が10アール当たり100万円、島内の平均価格の3倍以上であること。なぜ高いのかと尋ねましたら、都市計画区域だからだそうです。

また、今までそれに沿って購入をしてきた経緯があるということでございましたが、少なくとも、議会議員である限り、疑問を持つのは当然のことであろうと私は考えます。

なぜなら、島内の他の地区で公共工事を行う場合、どこの町でもそうであったように、10アール当たり雑種地あるいは原野、畑であってもその3分の1の値段で購入できてきたからであります。

ところが、答弁にありましたように都市計画区域であるために3倍の価格で購入しなければならない。地権者は島内住民に比べて、大きな利益を得ていることになります。そうだとするなら、都市計画税を納入していただくのも、当然であったらうと私は考えます。こういう議論も成り立つということであります。

この点について、執行者はどう理解されているか、まず尋ねたいと思います。それが第1点目であります。

都市計画税の廃止が正しかったのか、誤りであったのか、その判断は私はできますが、ここにおいでの方には判断できにくいことがらでもありましょう。そこで、具体的に尋ねたいと思いますが、都市計画区域内で行われる公共工事と、地区外での公共工事の補助率等の差異があれば、答えていただきたい。それが2つ。

3つ目は、都市計画区域と、区域外の公共工事にもし差異がなければですよ、都市計画区域の廃止も考えなければならないことではないのかというふうに私は考えます。

現在、行われている公共下水道工事への補助金が、都市計画区域の廃止をした場合には、どういうふうに変ってくるのか、私は恐らく減額されると思いますが、その点は明確にどうなのか、お答えを願いたいと思います。

昨年、12月、郷ノ浦町で都市計画税の廃止を勝手に決めましたが、都市計画区域の廃止及び都市計画法の指定解除をなぜしなかったのか。これは市長ではちょっと無理かもしれませんが、幸い、郷ノ浦の支所長は議会事務局長でありましたので、その辺のところのお答えを願えば幸

いだと思います。

さらに、都市計画地域の変更。郷ノ浦町の議員に尋ねてみますと、合併前に武生水地区の都市計画地域の変更等の住民からの要求も出ておりましたが、それが変更されたのかどうか。そしてまた、今度は合併をいたしまして、現在、公立病院が建設中でございますが、この下水道を郷ノ浦町の公共下水道につながせてもらうということで、現在、工事も進められておりますが、都市計画地域の変更は、我々、市の議員になってから相談を受けておりませんが、そこら辺は、どういふふう処理されているのか。その点を尋ねたいと思います。

次に、ふるさと創生資金についてであります。

皆様御承知のように、17年前、各町が2億2,500万円を拠出し、県の補助分1億円を合わせて、10億円の資金をもとに、10数年来、4町が行いますイベント、行事等に、その預金利息によって、事業を続けてまいりましたが、年々、利息も低下し、現在では、唯一、サイクルフェスティバルに使用されているだけであります。この原資の積立期間は、既に終了しておりますが、理事者はこの積み立て10億をどのように考えておいでになるのか、聞かせていただきたいと思ひます。

財政難の折から、先ほど同僚議員も合併特例債の件で聞かれておりましたが、159億あるわけですが、ひものつかない10億円をそのまま眠らす手はないと思ひます。いつかは使えるということは、基金のつもりでいることもできますが、早急に取り崩して使用するという方向が望ましいと思ひますが、市町はどうお考えになっておるか、お尋ねをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 原田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 60番議員の質問にお答えをいたします。

まず1番目に、岳ノ辻の土地の価格の件でございます。先ほど議員は、土地計画区域だから高いということでしたが、そうではございません。近隣の売買実例や評価額に基づいて価格が決定されているわけでございます。これちょっと通告になかったものですから、ちょっと今調べさせたところ、他の3倍近くということですが、3倍近くにはなっていないというようなことを今聞いたわけでございます。

2番目に、都市計画区域内と工区内での公共事業の補助率等の差異についてということが2番目の質問であったかと思ひます。都市計画事業は、基本的に都市計画区域内の事業であります。地区外でも内でも、地区外でも対応できる事業でもあり、同事業の同補助率がほとんどでございます。

3番目に、都市計画区域内と外の公共工事に差異がなければ、地区指定の撤廃も考えられるか。公共下水道工事の補助金の減額があるのかということですが、この公共事業は都市計画区域内でないと取り組めない、このようになっているわけでございます。

4番目には、これは自分、私がいなかったからわからないだろうということでございますので、担当課から説明をさせたいと思います。

次に、ふるさと創生資金、ふるさと市町村圏基金についてでございますが、平成4年度、5年度で2カ年事業で県が1億円、旧4町で9億円を果実運用型の基金として積み立てたものでございます。議員がおっしゃるとおりでございます。近年の低金利で果実運用ができなくなり、平成11年に基金取り崩しの制度ができております。

基金の取り崩しは、基金設置から10年を経過していることなどの条件を現在満たしております。総務省にいずれ協議をし、承認を得ることによって取り崩しも可能ということでございます。

しかし、全国に144の圏域がありますが、多くの圏域では今のところ取り崩しは考えていないようでございます。ただ、事業費を確保するため、今後取り崩しも視野に入れて検討する必要があるのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 土木課長。

土木課長（長山 栄君） 支所長にかわりまして、以前の担当をしておりました関係上、60番議員に回答いたします。

都市計画税の廃止のときに、どうして都市計画区域を区域の廃止をしなかったのかという御質問ですが、都市計画税は目的税であって、税の廃止と都市計画区域の廃止と根本的に違います。郷ノ浦町の場合、昭和9年に都市計画区域の指定を受けまして、その中で町部を都市計画法やその他の法例の規制によって、特に建築確認等の規制によって町の健全な整備を進めてきております。また、それと道路、公園等の都市施設も都市計画事業で今までにかなりつくってきております。

そういった都市施設の管理の問題、それと現在都市計画事業の大きなものとして、県営事業の県の施行による街路事業、都市下水道事業を取り組んでおります。こういった関係上、今の時点で都市計画区域の廃止を検討することはとても無理があると考えております。

それと、都市計画区域の武生水地区の自治会等から、都市計画区域の見直しといたしますが、変更につきましては、郷ノ浦町議会においては、かなり以前から何回も議論されております。ただ、当初の都市計画区域の設定が旧合併前の武生水地区一円ということで決定された経過もあり、都市計画税もそのときには徴収する段階であったために、見直しがスムーズにできておりません。

それと、先ほど新公立病院の問題で区域変更の提案がなかったということでございますが、新公立病院はもともと都市計画区域内であります。その関係で、下水道の処理区域の変更につきましては、議会の方へ提案があったかと思っております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） この前、岳ノ辻園地の土地の私の質問に対して、都市計画地域だからという答弁があったから申し上げるのであって、そして以前から市長が答えられましたが、以前からそういう価格で買っていたと。

ただ、それでも議員として私が納得がいかないのは、その付近の売買価格によって購入をしているということであれば、旧4町時代は建設課、農林課を中心に水田、宅地、山林、原野、畑、これの県の指導を仰ぎながら公共工事の工事高の抑制のために、協定をしながらやってきた経緯があります。

例えば、旧勝本町では、圃場整備済みの水田は、10アール当たり120万、圃場整備してない水田が100万というように決められて、それで町民に協力をお願いしてきていたわけです。ところが、山林、原野が10アールあたり100万ちゅうのは、水田と同じじゃないですか。原の辻も水田の購入には100万ぐらいしか出しておりませんよ。そういう島内のああいう山の上ば、100万円冗談じゃない。これは、財産を取得する面での島民への不公平。今後絶対にこれは直してもらいたい、そう思います。

それと、土木課長から答弁を受けましたが、昭和9年云々はもう全部わかっておりまして、そんならいならもう聞く必要もなかったのですが、問題は都市計画地域に限って工事費が足りないから、都市計画税を課税してもよろしいという、これは条件付きの税制です。それを合併協議会に違反してまで長嶋町長は議会にかけて、議会もまたそれを承認しておいでになる。こういう財政逼迫の折に、一本化すれば財政はより厳しくなることはわかっておきながら、これを決めていった。非常にけしからん問題です。

だから、私は公共下水道は都市計画地域に必須の工事であることはわかりながらも、何で廃止をしなかったのかと聞かざるを得ない。こういう行政の不均衡は、一番先に改めてもらわなきゃいかん問題です。そして、郷ノ浦の岳ノ辻が10アール当たり100万も出さなければ買えない状況なら、工事はやめてでも買うべきでない。そういう思い切った決断が今の市には必要です。

そういうことが解決できなければ、私たちは旧町民に対して申しわけない。そしてまた、島民に対しても申しわけない。先ほど土木課長は答弁されましたように、都市計画地域では公園、道路、下水道、そういうことで計画税を住民は払いながら、身近な施設、道路の整備をして、その恩恵に浴びてきているわけです。

同じ郷ノ浦町民であっても、沼津や渡良や初山、志原、恩恵に浴びてない。こういう問題を旧郷ノ浦町時代に考える議員はいなかったのかと私は思いますよ。不公平です。別にその地域には、それをもとに施策をやられてきていたかは、それは存じません。そういうことで考えていかなければ、問題に私はならないと思います。

したがって、一番いい方法は都市計画税を復活することを今議会で決めること、それが今後の農村集落環境整備にせよ、漁業集落にせよ、あるいは各人の浄化槽の設置についても、そういう方向で進めていく。そうしなければ5,200万の都市計画税が、今言った壱岐全島の今後の下水道工事に波及をする、それは必至です。浄化槽の問題も、それでいくならもう少し市の補助金をふやせと言っても、これはのまなければいけない。そういうことを理事者はしっかり考えていただきたい。

それと、ふるさと創生資金の問題ですが、確かに期限は切れておりますが、全国ではまだ取り崩したところはないということでございますが、取り崩しのできる条件として、例えば島内のイベント等に対する現在の果実では足りない部分を、基金を取り崩すという方法はありますが、御承知のように前にも述べましたが、サイクルフェスティバル一本に絞られている現状の中で、旧町村組合議会では、もう4年も前から果実の減少と同時に、このサイクルフェスティバルによって得る、島民の受けるメリット、そしてまた島民が受けなければならないデメリット、そういうものをつぶさに出し合って検討しまして、やめるようにしなさいと言っても、当時の理事長が耳の外に聞いて、議会で全員一致して決めたことに対して背いてきた経緯もあります。

したがって、サイクルフェスティバルについても、今度の新春マラソンでも一部いろいろありましたが、十分今後は主催者側、実行委員会も含めて市当局で十分煮詰めてほしいと思います。そうしなければ、コースが偏っているために、島民全員が応援体制、観覧体制にも入れない、そういう問題もあります。十分検討をしていただきたいと思います。答弁を願います。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 最初、岳ノ辻の価格で都市計画区域だから高いという答弁であったというようなお話でございます。いろいろ土地の価格が表があって、その中に確かに都市計画区域の欄のところちょっと価格が違うのは、その表にはそのように書いてあります。そういうことで、そういう説明でそういう解釈であったのではなからうかと、説明も悪かった点もあったのじゃなからうかと思っております。

それと、ふるさと基金は私やはりこれも答弁が悪かったのか、これは先ほども申しますように、平成4年、5年度で設置されております。それから、基金から設置から10年を経過すると、取り崩すにも総務省で事前協議をし、承認を得れば取り崩せることができるということであったつもりでおったわけでございますが、どうも私の言い方が悪かったようでございます。

先ほども申しますように、ただ事業費を確保するために今後取り崩しも視野に入れて検討する必要があるのではないかと、このように答弁した次第でございます。そこの行き違いが、答弁の仕方が悪かったのではなからうかと思っておりますが、またサイクルフェスティバルの今後のことにつきましては、また協議を進めていきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 市長の申されましたように、平成4年、5年だったと思いますので、当然これはもう10年を経過しておりますし、町村組合議会では平成15年の3月31日で終わりというふうに私たちは記憶をしておりましたので、取り崩して使う方向で、いらぬのならそのままにしてよいわけですが、そういう方向で願いたい。

それと、サイクルフェスティバルについては、十分検討するというところでございますので、お願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって原田議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は15時15分とします。

午後3時04分休憩

.....
午後3時15分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次は、31番、江川漣議員の登壇をお願いします。

議員（31番 江川 漣君） 31番、江川漣が通告に従い、市長にお伺いいたします。

新潟中越地震、また度重なる台風の襲来によって、多くの災害が発生し、犠牲者も出ております。被災に遭われた方々にはお見舞い申し上げますし、犠牲の方には心からお悔やみを申し上げます。

いつの時も災害弱者と言われる高齢者、このたびも犠牲者の6割以上が高齢者であります。この災害弱者の避難退避等の対策については、真剣に検討、研究がなされておるようではございますが、根本的なことが見落とされている気がしてなりません。独居老人、老人だけの家庭、これはなぜできたのですか。この方々は病的障害で子供をもち得なかった方々ですか。このような家庭をつくらないことこそが、災害弱者を救う最良の方法だと思うのですが、いかがでしょうか。

君子未然に防ぎという言葉がございます。言葉は活用するためにあるのです。私は常々三世代同居家族をつくれと言ってきました。この家庭の崩壊が、この三世代家庭構造の崩壊が、不安定な社会をつくり、いろいろ問題を起こす背景になっております。充実した三世代家族、これができれば災害弱者は救えますし、保育園、あるいは老人ホームが不要にさえなってくるのです。

今、吉崎市では保育園児1人当たり100万円、ホームの老人1人当たり300万円弱かかっておるではありませんか。せめてその半分でも家族づくりに回してみたいかがでしょうか。

こう言えば個人には助成はできないとよく言います。果たして家族が個人でしょうか。私は家

族は組織の団体の、あるいは企業の最小単位だと思っております。家族があってこそ社会は成り立つのです。

このことは、中越地震が教えていております。復興の第一は家づくり、家ができれば家族がまとまる。家族ができれば地域が成り立つ。今、家は単なる個人のものかどうかという議論が始まっております。改革には発想の転換が必要です。従前どおりのことばかりやっていると何の進歩もない。今こそ充実した三世代家族をつくり、真剣に取り組むべきではないでしょうか。

これこそが災害弱者の救出であり、その最善の道であるとともに、ひいては疲弊していく一次産業を起こし、人口減の続く壱岐の島を救う唯一の方法だと思うのですが、いかがでしょうか。市長の所見をお伺いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 江川議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 31番議員の質問にお答えいたします。

なかなか難しい質問内容で、ちょっとでございますが、現在壱岐市内で高齢者、単身世帯及び高齢者夫婦世帯は、いずれも約1,200世帯ほどであります。原因としましては、若者の流出による過疎化や核家族化が主な要因かと思われまます。これも時の流れのという面もございますが、65歳以上の9,000人余りのうち、75歳以上の後期高齢者が半分を占めるようになっております。高齢化による身体状況の低下や病気発生の増加により、単身世帯化が増加している状況でございます。

介護支援が必要か、要介護老人世帯の在宅状況は、社会福祉協議会及び在宅介護支援センターによって常に確認の把握を努め、予防対策や緊急の対策に努めております。また、災害時には社会福祉協議会が主体となって、在宅の状況に応じて緊急非難及び在宅支援を行っております。

単身世帯の解消には、高齢者の健康管理、介護予防の強化を図り、共倒れがないように対策をまいりたいと考えますが、高齢者世帯の解消対策につきましては、壱岐市の産業活性化による後継者確保等の根本的な対策が必要かと思っております。

いずれにいたしましても、今後は在宅における高齢者の日常生活の支援が一番重要と考えております。平成17年度には、介護保険計画及び老人保健福祉計画の見直しの年度であります。議員御指摘の点につきましても、十分な対策ができる計画の策定に努めたいと考えております。

言われますように、三世代同家族、時代の流れと言えればそれまででございますが、崩壊している状況で非常に、特にこういう壱岐の島では家族のつながりというのが非常に以前から強うございましたが、壱岐も御多分に漏れず核家族の傾向が続いているわけでございます。

こういう後継者と申しますか、そういう家族に補助金をどのような対策が、どのような補助金をしているのか、今のところわからないわけですが、言われる意味十二分にわかりますので、先ほども申しますように、十分な対策ができるように計画の策定に努めてまいりたいと、このよう

に思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 31番、江川議員。

議員（31番 江川 漣君） 大変丁寧と申しますか、いろいろ答弁をいただいたわけですが、何をしなければならぬか、今何が必要かを残念ながら余りわかっておられないのではないかなと思っております。県が今何を要望しているか、今こそ真剣に考える時だと思います。

先日、ある国会議員先生の「食料自給率を上げよう」という話を聞きました。そうすれば、農業も潤うということでございました。今最も自給率が低いのが食用油で、そのために菜種をつくらう。そして、それにそれなりの補償をしようというのです。

わかっていない、国会議員の先生でもわかっていない。米で食えないようになったから、農業は疲弊が始まったのです。その米よりも手間のかかる菜種をだれがつくるのですか。私は新規就農者支援事業を農協が中心にやっておりますが、1年から少なくとも3年に延ばせと要望してきましたが、市には優秀な部長、課長がおられますが、少しは検討しておられるでしょうか。

このことで農協組合長さんと話もいたしましたが、この事業に応募する人間が極めて少ないとのことでした。であれば、他の方法も考えなければならぬのではないのでしょうか。百姓はばかだという人もおりますが、実はばかでないから困ります。今百姓より公務員がいいことはみんなが知っています。そして、自分たちの子供が公務員の子供と遜色ないことも知っております。だから勉強させて、農業以外の職業につけようと懸命でございます。大変なことです。でも、そういう流れになっております。

この流れをとめるためには、思い切った家族づくりの支援、助成が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。市長、すべては家族から始まるとです。よく農協で1億円産品ができたら大変喜んでおります。1億円といえば結構なことではございますが、それを10人でつくったら1,000万です。100人でつくればわずか100万です。100万では家庭は成り立ちません。家庭さえ成り立てば地域は活性化していくわけです。まずは家庭づくりこそが、地域発展の根本だと思いますが、横には回らんでよかとです。家族づくりに市はどのような助成を考えるかを御答弁願います。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 今質問の趣旨が若干わかったようなわからないような、最初の質問ですね、どういうことを言っておられるのか、もう家族づくりに支援、これがどういうものかも、まだそのところが意味合いがちょっとわからないところでございますが、先ほども申しますように、後継者づくりの担い手の問題ではなからうかなと、今の質問の内容は受けとめたんですが、そういう受けとめ方でよろしいんでしょうかね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

やっと筋道が見えてまいりました。農業農村は特に高齢化の、今言われますように進展や後継

者不足による農業の担い手確保が最重要課題となっているところでございます。このために、効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者の育成を図るとともに、新卒者やＩターン、Ｕターンによる新規就労者、女性農業者や地域営農組織の法事化に向けた取り組みなどにより、多様な担い手を確保し、地域の活性化を図ることを基本として諸施策を講じてまいりたいと、このように思っております。

施策を進める上で、これまでの補助事業を根本的に見直しまして最小化を行い、農業者の自助努力を原則とした報酬のもとに農業スペシャリストの育成、また産地形成確立や維持に向けた取り組みを進めてまいりたいと、このように思っております。

認定農業者等の育成対策として、吉岐市農業経営改善支援センターの機能の充実を図り、経営感覚に優れた農業経営体に育成し、これらの農業経営体が地域農業生産の相当部分を担うよう、農業構造の確立を目指して相談支援活動を実施しているところでございます。

また、新規就農者支援としては、吉岐農業振興の方でも頑張っておられます。それと先ほども申し上げましたように、いろいろ農業の加工とか、いろいろ売る面、売る方の流通の方も今後行政としても手助けをしていきたいと、このように思っております。販路はただ農協組織でなく、個別的なやはり収益の上がるような、そちらの方の対策にもできる限り支援をしていきたいと、このように思います。答えになりましたでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 31番、江川議員。

議員（31番 江川 漣君） 災害弱者って言われるのは、特に高齢者のことを言いますが、老人だけになるから災害弱者なんです。三世代あってしっかりした若手がおったら、自分の親は自分がかばってでも外に避難するとですよ。そういう家庭の崩壊が非常にこの世の中を非常に住みにくいっていうか、だから家庭づくりに市も本腰を入れるべきだと思っております。

今、農業の収入が少ないから、だから後継者が育たないと。今いろいろ言っても、本当に真剣にやってみて大変です。私は子供の2人までは親の責任だと思いますから、3人の子供に先ほど申し上げましたように、3人以上の子供に1人50万出してみんですか。65とは言わんけど、70以上の老人には150万出してみんですか。家で農業しようっていう若者ができる前に、まず親が子にやってみないかと。今、子供じゃなかつですよ。親が子に農業をさせようと思っていないとですよ。

ある意味でそういう固定的な収入があったら、俗に言う耕種農業ができるわけです。耕種農業が一番社会を支えてきたわけです。いけば少し時間もできます。今農業で成り立っているのは特殊農家です。たばこ、牛、園芸です。本当は耕種農家が立ってこそ、私はすばらしい農村ができ、そのような農村が地域を支えていくものだと思っております。

難しい問題はあると思います。でもぜひ私が言っている一番芯のところを理解していただき、

そのような三世代家族ができる助成をしていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。しかし、市長のその気持ちを自分の口ではっきり言っていただけんですか。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 今、自分の言いたいことをわかってもらいたいということ、ちょっと言いたいことがなかなかわからなかったわけですが、前回の議会でも常々言っておりますように、やはり私も公約に入れてました。地域の再生による人口減少の歯どめということで、やはりどうこう言いまして、壱岐は1次産業が基幹産業でございます。やはり農業、漁業の情勢が残念ながら今後継者、担い手不足、また高齢化が進んでいるのが現状でございます。これを解決するためには、やはり若い者が後を継がさせるような政策が必要でございます。

今議員が言われるように、もうかるような農業、漁業でないと後継者は生まれません。また、親もそのように子供に教育している実情もございます。ぜひこの壱岐の島のやはりよそにないもの、壱岐はやっと食の安全、安心という言葉が出てくるようになりました。やり方次第では、まだまだよくなる要素が十二分にあると、新しいチャレンジ精神で改めてまた頑張りたいと思います。

以上でございます。（「ありがとうございます。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって江川議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） 次は、8番、町田正一議員の登壇をお願いします。

議員（8番 町田 正一君） 先ほど豊坂議員が、事前に提出ない質問については質問をいたしまして、議長が注意されましたけども、私はちょっと質問ではないんで、後で市長にぜひ御感想の方をお聞きしたいと思いますけれども、昨日私夜もちょっと腹が立って、大分遅くまで起きておったんですが、北朝鮮から渡された当時13歳でいらっしやられた横田めぐみさんの骨が、真っ赤な偽物であるということが、帝京大学の医学部のDNAの鑑定によってはっきりしました。

先ほどなぜ私が聞くかということ、私もすぐに北朝鮮の対応というのは非常に不誠実であると、日朝平壤宣言を無視してある。経済政策を直ちにやるべきだと私は思っております。

小泉さんも日本の腰抜け外務省も、なかなかそこまで踏み切れてないみたいですが、私は直ちにやるべきだと思います。ただし、北朝鮮は経済制裁の発動と同時に、北朝鮮に対する宣戦布告と見なすというふうに北朝鮮側は発表しております。特に壱岐、対馬は北朝鮮に最も近い国境の島であります。

先ほど今の鵜瀬議員からも、非常時、あるいは災害についての国民保護計画法案についての質問もありましたけれども、私はこの北朝鮮が壱岐に攻め寄せたときの、壱岐防衛計画をぜひ市長の方には考えていただきたいと思います。

私も昔自衛隊におりましたので、すぐさま第一線で活動したいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、質問通告に従いまして、福岡への緊急搬送についてぜひ市民に私は非常にわかる視点で、ぜひ市長にお答え願いたい。

ただし、私は病院管理課からこの壱岐市の壱岐からのヘリコプターの搬送についてということと、福岡搬送を要請する場合の留意事項というのは、一応これ資料をもらっております。これ行政側にこのことをいつも質問するたびに、ここのところをずっとこれを読まれるんですよ。

これは別に読まれても私は、この中身についても、これは非常に自衛隊法及び災害対策基本法にのっとりた福岡のヘリ搬送についてのいろんな制限があるわけですが、これについても非常にあと僕はちょっと疑問があります。後でそれも質問します。ただし、きょうは最初に普通の市民にとってどうしてできないんだろうかという視点からちょっと質問をさせていただきます。

私が議員になってからやりたいと思ったことが、実は幾つかあります。透析の問題もそうでしたし、この緊急時の福岡搬送もその一つです。私自身も3年ぐらいになりますけれども、自分の母が夜中に脳内出血で倒れて、夜中の2時、3時にやっと大村の医療センターまでヘリコプターで運ばれました。すぐ再手術になって、幸い命は助かったわけですが、非常に苦労した思い出があります。

もちろん、母親の命の分も大切ですが、実はその大村に運ばれて行ったんはいいんですけれども、泊まる場所がないんです。だから、ほとんどのほかの平戸とか五島とか対馬とか壱岐から、同じようにヘリコプターで搬送されてる方が、大村のあの病院の待合室でもう1カ月にわたってずうっとあそこでござみみたいなもの敷いておられました。確かに今6室だったと思いますが、離島の家族用の寮があります。ただし、これはもう私のときもそうでしたけれども、ほとんどが6室は満室状態です。

もちろん、郷ノ浦に入院される場合、非常に長期にわたる場合が非常に多い。それから、タイミング的に空いてということが非常に少ないこともあると思います。行って急になってそれが空いてるかどうかということも、非常にあれなんです、家族が住めるその部屋というのも、基本的には泊まれませんでした。

そのときに大村の医療センターに聞いたら、1週間で大体12人近くが、壱岐だけじゃないです。もちろん壱岐、対馬、平戸、その周りの周辺の島々からヘリコプターで運ばれてきて、その方たちは同じように悩まれると。泊まる場所もない、夜中に来てですね。もう3日も4日も病院の待合室長いと。1カ月ぐらい、私はもう1カ月近くになりますというおばあさんがよくおりましたけれども、そんな状態です。

もちろん、本人のことも大変ですが、実は家族にとっての負担の方が、この大村搬送が

行われた場合は、非常に大変なんです。もちろんもともと大村の医療センターというのが、国から離島の医療の中核機関として指定されて、長崎県ですから、大村に基本的に運ばれるという事情はわかります。

しかし、当然患者、緊急搬送ですから、もちろん一刻一秒を争うわけですから、壱岐の島民にとっては福岡搬送の方がはるかに助かる可能性も高いし、あと家族にとっても、もちろんその後の介護とか費用の面を考えれば、当然福岡搬送が日常的に実現されてしかるべきだと思います。

私の母親は助かりましたけれども、これ不幸にも死んでしまっても、遺体の搬送等も大変なんです。実は大村から壱岐まで遺体を搬送するというのも非常に大変です。そういうことを考えれば、いまだにいつもこれを質問するたびに、前回もたしか、勝本の中村議員が同じようにこの救急搬送について質問されましたけれども、いつもその行政の壁というわけのわからない、だれが聞いてもわけがわからない。

その行政の壁とは何だと言ったら、結局もうこんなんですね。壱岐からのヘリコプター搬送について自衛隊法及び災害対策基本法を適用したヘリ搬送ということで、その福岡搬送を要請する場合の留意事項とかというのが、内規みたいなのがあって、なかなか実現しない。もうそれが多分行政の壁とかいうような形でいつも答弁されるんだと思いますが、もう少しちょっと詳しく、私もこの質問をする前に、実は島内の医師会のあるお医者さんとか、福祉医療の関係者とか、それから元県会議員さんとか、いろいろ行ってできるだけ事情は聞いてきました。

問題点としては、多分そう別に難しくなくて、福岡に搬送した場合は、受け入れる福岡の病院の確保ができるかどうか。2番目は、主に海上自衛隊が今担ってますけれども、搬送手段があるかどうか。それから、3番目は、実は私これが一番問題だろうと思ってるんですが、送る側、すなわち1次医療の病院の対応、この3つが多分クリアできれば、この福岡搬送というのはそんなに難しいことではないと思います。

まず一番最初に、この受け入れ先の問題ですね。たしか三、四年前に福岡の済生会病院の院長が来て、壱岐で医療フォーラムをやられたときに、基本的に福岡空港が海自のヘリの離発着をあそこでやってるんで、その空港に近い病院ということで福岡の済生会病院とたしか福岡医療センターが多分壱岐の福岡への搬入、壱岐からもし福岡へ行く場合は、その2つが主な病院だと思うんですが、その一つである済生会の病院長が来られて、済生会病院としては24時間体制で壱岐からの緊急患者を受け入れる体制にあると、いつでも構いませんという返事でした。

そしたら、受け入れる側の病院がそうであれば、あとじゃあ2番目に搬送方法について何か問題があるのかということ、私はとても問題があるとは思えないんです。これは自衛隊法、あるいは災害対策基本法にのって自衛隊もヘリを出しておるわけですけども、本当に必要な場合は、福岡搬送がもう過去に何回かやられたことがあります。海上自衛隊のヘリが福岡に行けないわけはな

いんです。

そうしたら、僕は3番目に送る側の、実は行政の壁と言ってるけども、実はそうじゃなくて送る側の病院とか、送る側の体制が基本的になってないんじゃないかと。そこに問題があるんじゃないかなと私は思って、その医師会のお医者さんの中にも実は聞いてきたんです。医師会の中にも、福岡搬送に非常に熱心な先生もおられるし、基本的には長崎県、壱岐は長崎県におるんだから、長崎県の離島の3次医療機関である大村医療センターに運ぶべきだという先生も確かにおられました。

しかし、この救急搬送については、患者の生命と、それからその後の介護する患者をその後ずっと介護する立場の家族のことを考えれば、当然日常的に幾つかの手段が、もちろん搬送先は大村もあり、福岡もありっていう形が一番いいと思うんですが、福岡搬送が日常的に実現できないという、市長はこれ一番実現できない理由っていうのはどこにあると考えられてるか、まずお聞きしたいと思います。

それから、2番目に前回中村議員が質問されたときに、市長も福岡搬送の実現に向けてはぜひ努力したいと。今福岡市の方とたしかそのことも含めて協議中であるというふうに御答弁いただいたと思いますが、その後の状況について、今その話の中身がどないなってるのか、ぜひ御答弁願いたいと思います。

それから、この件については最後に、対馬の医師会の会長が平成14年に出された、「離島の悲願」という2ページぐらいの文章を読みましたが、戦後すぐ対馬なんかも、この福岡搬送を医師会を上げて一丸となって運動しています。

当然、ちょっと壱岐と対馬は同じような立場にあると思いますけれども、五島はちょっとそりゃ大村の方が近いんで、福岡搬送というふうな必要ないと思うんですが、この福岡搬送に関しては、行政を超えて壱岐と対馬の行政一丸となって、この分についてはやれるんじゃないかと、力を合わせてですね。私はその辺もぜひ取り組んでいただきたいと思います。もう何十年もかかって実現できないというのが、私は不思議でたまらない。逆に不思議でたまらない。なぜ実現できないのかですね。

それから、2番目に公立病院の経営問題についてであります。普通の市民の感覚からすれば、今回の公立病院の盲腸の手術ぐらいで大量出血するような対応っていうのは、私も正直言ってどうかと思います。どういう医者なのかぜひその経過については厚生委員会、あるいは島民の代表である我々議員が、その事実関係についてはきちんと把握する必要があると思ってます。

ただし、向こうの御両親の、あるいは御患者の本人のプライバシーのこともあります。もちろんそれが最重点として考えられなければならないわけです。だから、もうこの問題については、私は議場で声高らかに発言する気はありませんが、厚生委員会なり、そういった委員会とか、あ

るいは特別委員会なりでこの問題についてはきちんと医療の経過については、今後もずっとやりたいと思っております。

しかし、私はこの議会として何が今からじゃあ一番重要なのかというと、今後公立病院のその体制をもう一度本当に考えてもらいたいと、私は切に思っております。

公立病院の経営について最終的な責任は、もちろん理事者の長であられる市長にあるわけです。公立病院の管理運営については、市長がきちんと把握して、市民に島民に信頼されるような対応がなされなければならないと考えておりますが、今のところよくわからない。一体どこがその公立病院についての行政の窓口になっているのか。

私もその病院管理課がそうかなと思ったけれども、そうでもない。病院の事務長でもない。あるいはドクターとか病院の院長になると、日常的に医療の業務をなされてるわけですから、議会に出てきたりとか、厚生委員会に出てきたりとか、あるいは日常的に市長とか話すとか、そういうことは非常に不可能だと思います。

現に医療の現場におられれば、緊急にいつでも対応されにやいかんわけですから、そうしたら前に厚生委員会としては、病院担当助役を置いていただくように市長に対して申し入れしましたけれども、まだその返事はいただいておりません。行政改革の財政が非常に厳しいと、行政改革の真っ只中であって、病院担当助役を改めて置くことがいいのかどうか、それについても多分躊躇されてるんだろうと思います。

そうであれば、この前厚生委員会で徳島県の半田病院に行ってきました、非常に院長がこういった面についても非常に積極的な考え方をお持ちでした。そこでは、病院側、医師、看護師代表、それから議会の代表、それから市側の代表、半田町は町側の代表ですね。それから、あとは医師会とか、あるいは市民の代表等も入れたその経営委員会とか管理委員会のようなものを私も正直言って立ち上げていいと思います。

そこで、かなり大幅に権限を持たせてやれば、チェック機関の役割も果たすし、少人数でこういった公立病院の運営全般について話し合い、監督していただくと。もちろん、最終的な責任は市長にあるわけですが、そこが権限を持つことによって、いわゆる市と市民と病院とかいうような関係が、割とすっきりした形で「ああ、ここに何かあったら言えばいいんだ」というような形にぜひもうしていただきたいと私は思ってます。ぜひ市長の考え方をこの面でお聞きしたいと思えます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 8番議員の質問にお答えをいたします。

まず、急患搬送についてでございます。離島における急患搬送は、先ほど議員が言われました

ように、災害対策基本法に基づき市長から県知事へヘリコプター搬送の要請をしておりますが、長崎県内を管轄する自衛隊がこれに当たることとなっております。迅速性、確実性、安全性を備えた搬送手段を基本理念として、海上自衛隊、また大村消防署等関係機関の協力で、国立長崎医療センターが大村国立長崎医療センターへの搬送が原則となっているわけでございます。

しかし、議員御指摘のように、壱岐市民は福岡が近くて便利がよいことから、福岡搬送の希望が多く、これも以前から平田元県議時代から、県議会でも取り上げていただいておりますが、いまだ解決していないのが現状でございます。

福岡市も消防ヘリを所有しており、福岡市の職員に壱岐出身者も多い中、壱岐島民の願いに答えるべく努力はしていただいておりますが、如何せん先ほど何が原因かということでございますが、行政区が違うことから、積極的な搬送ができないのがこの行政区の違いが障害になっておるわけでございます。

福岡搬送となると、壱岐から医者が搭乗していくこと、福岡の病院の患者受けの調整などいろんな問題は含んでおりますが、福岡市消防局の消防ヘリのほかにも、久留米にドクターヘリもあります。行政権は違って、もし負担金を出せばいつでも搬送が可能であるのかどうか、壱岐市として市民の切なる願いをかなえるべく、福岡搬送を働きかけてまいりたいと、このように思っております。

また、前回の中村議員のときの質問にお答えしておりましたが、福岡市との協議につきまして、今後煮詰める案件がいろいろとあると思いますが、福岡市役所の出身者とその前早急に打ち合わせる用意をしているということでございますが、残念ながら今のところまだできておりませんが、近々「壱岐の抱える課題研究会」という名をもってこれを開くことといたしておりますので、これに連携を密にして早急に事態解決を図ることにしたいと思います。

そして、議員が言われますように、これも対馬も同じ状況かと思えます。ぜひ離島同士そういう相談をして、協力体制をとる必要もあるのではなからうかと、このように思っております。

次に、公立病院の経営体制についてでございます。言われますように、先般の議会におきましてぜひ病院の助役といいますが、管理者を置くということでお話はしておりましたが、合併をいたしましていろいろその体系がわからなかったわけでございますが、これつい最近この公営企業の一部適用ということで、現在の体制で一応形としてはできるということになっております。現在の指揮命令系統として、市長、助役、院長、副院長、院内管理職となって、今現在は明確されているわけでございます。

しかし、今後の課題としましてこの体制でいいのかという、なかなかそれではいけないのではなからうかと。今後改良、いい意味で改良していかなければならない。どういう面かと申します

と、非常に皆様御存じのとおり、医師の招聘問題に苦慮しておるところでございます。

私も以前組合議員をしまして、その当時のときの本を読みましていろいろと医者もたくさんいるので、何という感じを持っておりました。つい最近までもそういう以前までは持っていたございますが、いろいろ現在進めている中で、非常に臨床制度も変わっております。確かに医者さんはいても、いい医者をやはり病院の経営には必要でございます。それにするには、ある程度組織的なものがないと難しい面もございます。なかなか言葉が悪うございますが、お医者さんもいろいろという状況でございます。

今後、先ほど議員のおっしゃれる経営委員会、これも非常に素晴らしいアイデアだと、このように思っております。今後また今かたばる病院もでございます。この壱岐公立病院と今かたばる病院は別の形にやっておりますが、これを一体化にして、そして組織変える必要も、ことも考えて、両病院を統括するような責任者の配置も検討していかなければならないのではなからうかなと、この特にももちろん医師招聘、そして経営感覚のある、この両面が必要になるわけでございます。そういう責任者の配置も検討してみたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 8番、町田議員。

議員（8番 町田 正一君） まず、その救急搬送について、これは病院管理課からいただいた壱岐からのヘリコプター搬送について、特例としての分と、それから福岡搬送を要請する場合の留意事項としてあるわけです。この留意事項の第3項に、あくまで医療上の判断によって要するに福岡に搬送すると、もうどうにもならんと、一刻一秒を争うという場合は。ただし、その患者の家族からの要望ですね。例えばさっき私が言ったけども、家族の対応も大変だと。もし大村くんだけ連れて行かれて、あんな山の中に泊まるとこもないようなとこやったら金もかかってしょうがない。そういうのは理由にならないっていうんですね。患者の家族等からの要望は理由にならない。

同じ私はその行政区の違いとかいうのが、もう今まで 市長はまだなつて1年にまだありませんけれども、対馬も壱岐もこの問題についてはもう既に戦後すぐぐらいから、40年も50年も福岡搬送はずっと地元医師会、対馬地元医師会一致して要望しております。それがまだ実現できないというのは、これは対馬の医師会の会長が、もう福岡へ転居するしか、この問題は解決する方法はないんじゃないかと。もう自分もこうやって何十年も要求してきたけれども、いまだに解決しないと。

そのドクターヘリのことも、私も実はその福岡の方も、福岡の消防局も今小呂島までは行っております。それから、久留米大学のドクターヘリは、半径50キロですから、壱岐がぎりぎりちょっとかかるかかからないか、非常に微妙なところですよ。ちょっと恐らく壱岐の方までは、久留

米大学のドクターヘリでは半径50ですから、多分ちょっと条件としてはかなり厳しいんじゃないかと思っております。

一刻も早くその行政区の住民に対して、行政区が違うからというのは、私は基本的に理由にならないだろうと。同じ日本国民でありながら、福岡県と長崎県だから県が違うから、片一方は死んで、片一方は生きるとかということが絶対にあってはならない。

まして、同じ長崎県でありながら、本土に住んどったら助かったのよ、離島におるから死んでしもうたとか、私は過去にこれは何十年間、何人の人間が死んでいったか考えたら、こんなのんびりと行政区が違いますからとかいうの、よう僕は今までこの過去の壱岐市のリーダーをやってきた人間は、真摯に本当に反省すべきだと思います。もうこんなもの一番最初に解決されなければいけない問題です。

市長にぜひ私はお願いがあるんですが、さっきも言いましたように、この救急搬送については、あくまでまずその地元っていうか、一番最初にその患者が運ばれたその病院のお医者さんの判断が、実は最優先なんです。その病院のお医者さんが福岡に行かん、大村でいいと言った場合は大村に運ばれるし、いや、これはちょっと危ないから福岡に運ばにゃいかんとなった場合は、現状福岡の方にどんどん運ばれている壱岐の病院もあります。名前を出してもいいですけど、別にそこまではあれじゃないですけども、非常にそちらの福岡搬送について非常に積極的にやられておる。もう大村じゃなくて、ほとんど福岡の済生会とか、福岡の医療センターの方に基本的にそちらの方をお願いする先生もおられる。

ところが、一方では壱岐の医師会の内部の中でも、福岡じゃなくてと大村の方にそちらの方を優先して運ばれている民間病院の先生もおられます。ぜひ市長にはこの医師会の、壱岐の医師会の内部統一はぜひお願いしたいと思います。そうせんと、先ほど私が言った壱岐、対馬の医師会が一体となってこの問題に取り組むとか、壱岐、対馬の島民が一体となってこの問題に取り組むとかいうのが、足元から崩れるとかいうようなことは、絶対にあってはならんと私は思うからであります。

地元の県議の全体の県議のところに行くと、「いや、これなんかもうあと一步実現寸前までいったのに、正直言ってそのあとは長崎県知事が頭下げてくれたら何とかなつたとばってんが」っちゅうようなことも言われましたけれども、もしこんなことを長崎県知事が福岡県知事に頭下げんぐらいで実現できないとしたら、そんな長崎県知事は本当にそれこそ訴えたらいいと思います、もう。

そして、次にぜひその医師会の内部調整については、ぜひ市長の御尽力いただきたい。私もです。

それから、さっきは市長もその経営委員会等については、ぜひ前向きにということでありまし

たけども、基本的にそりゃ病院の内部、先ほど市長、助役、院長、副院長、各担当の幹部のという形の組織図がなっていると云われましたけど、基本的にその病院は第三者的に評価するところもないわけです。現状ですね、公立病院のその医療が適正に行われているかとか、公立病院のその状態が今どうなっているのかとか。

基本的にはその第三者の検討委員会もないわけですし、住民から見ても非常にわかりにくい。全部が内部において、住民の側に向けた窓口というのが基本的に全然ないんじゃないかと私は思っております。

だから、今回のような問題を一応これはもちろんこんな医療ミスが何回もあっては困りますけれども、一応今回の起こったことを教訓として、また新しい信頼回復に努めていってほしいと思います。

以上、2点についてもう一度すいませんが、市長の方に御答弁願いたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 時間がありませんので、簡単に答弁をいたします。

先ほどのへりの問題で、ぜひ医師会の内部調整をやってくれという御意見のようでございます。病院も公立病院だけではございません。当然そういう形で相談をしていきたいと、このように思っております。

また、公立病院は非常に第三者的にわかりにくいということでございます。厚生委員会もございますので、先ほど事実を調査したい旨も聞いております。ぜひこの病院のことにつきまして、今後特に特段に厚生委員会並びに議員様皆様方の御協力をよろしくお願いを申し上げまして、答弁といたします。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって町田議員の一般質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。これで散会いたします。

午後4時09分散会